

## 1. 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(昭和五十五年法律第八十七号)

(目的)

第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。
- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に戻すため必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び前項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

- 2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合計画の対象とする区域
  - 二 総合計画の目標及び期間
  - 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
  - 四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置
  - 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
  - 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
  - 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項
- 3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に

基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。)と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

- 5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。
- 7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

(自転車等駐車対策協議会)

第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

- 2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。
- 4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第九条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

- 2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第十条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第十二条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

- 2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。
- 3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第十三条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第十四条 自転車の製造(組立を含む。以下同じ。)を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。
- 3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第十五条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置

に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

- 2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
- 3 国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認められるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（平成五年一二月二二日法律第九七号）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。
- 3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

## 2. 自転車活用推進法

(平成二十八年法律第百十三号)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

- 2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。
- 3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。
- 4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第五条 公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (国民の責務)

第六条 国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (関係者の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、公共交通に関する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

### 第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針

第八条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十三年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第一項に

規定する時間制限駐車区間をいう。)の指定の見直し

三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備

四 自転車競技のための施設の整備

五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備

六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上

七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化

八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発

九 自転車の活用による国民の健康の保持増進

十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上

十一 自転車と公共交通機関との連携の促進

十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備

十三 自転車を活用した国際交流の促進

十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援

十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

### 第三章 自転車活用推進計画等

#### (自転車活用推進計画)

第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

#### (都道府県自転車活用推進計画)

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

#### (市町村自転車活用推進計画)

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### 第四章 自転車活用推進本部

#### (設置及び所掌事務)

第十二条 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部（次項及び次条において「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

#### (組織等)

第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

2 本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務大臣

二 文部科学大臣

三 厚生労働大臣

四 経済産業大臣

五 環境大臣

六 内閣官房長官

七 国家公安委員会委員長

八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第五章 雑則

(自転車の日及び自転車月間)

第十四条 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(表彰)

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法制上の措置)

第二条 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 3. 道路交通法 ※一部抜粋

(昭和三十五年法律第五号)

(目的)

第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路法(昭和三十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路、道路運送法(昭和三十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分をいう。

三の二 本線車道 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。)又は自動車専用道路(道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)の本線車線により構成する車道をいう。

三の三 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された車道部分の部分をいう。

三の四 路側帯 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。

四 横断歩道 道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」という。)により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分の部分をいう。

四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分の部分をいう。

五 交差点 十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路(歩道と車道の区別のある道路においては、車道)の交わる部分をいう。

六 安全地帯 路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分の部分をいう。

七 車両通行帯 車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分の部分をいう。

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの(以下「歩行補助車等」という。)以外のものをいう。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 自転車、荷車その他他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)

ロ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く。)であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの(人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。)をいう。

- 十一の三 身体障害者用の車椅子 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車椅子（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。
- 十二 トロリーバス 架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。
- 十三 路面電車 レールにより運転する車をいう。
- 十三の二 自動運行装置 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。
- 十四 信号機 電気により操作され、かつ、道路の交通に関し、灯火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。
- 十五 道路標識 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう。
- 十六 道路標示 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋏、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。
- 十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（自動運行装置を使用する場合を含む。）をいう。
- 十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
- 十九 停車 車両等が停止することで駐車以外のものをいう。
- 二十 徐行 車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。
- 二十一 追越し 車両が他の車両等に追い付いた場合において、その進路を変えてその追い付いた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。
- 二十二 進行妨害 車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。
- 二十三 交通公害 道路の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動のうち内閣府令・環境省令で定めるものによつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- 2 道路法第四十五条第一項の規定により設置された区画線は、この法律の規定の適用については、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、道路標示とみなす。
- 3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。
- 一 身体障害者用の車椅子又は歩行補助車等を通行させている者
  - 二 次条の大型自動二輪車又は普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

（信号機の信号等に従う義務）

第七条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（罰則 第一百九条第一項第一号の二、同条第二項、第二百一十一条第一項第一号）

（通行区分）

第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。
- 3 二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車

両を牽引しているものを除く。)以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

- 4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分と中央とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。
- 5 車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、道路の中央から右の部分（以下「右側部分」という。）にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。この場合において、車両は、第一号に掲げる場合を除き、そのはみ出し方ができるだけ少なくなるようにしなければならない。
  - 一 当該道路が一方通行（道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止されていることをいう。以下同じ。）となつており、かつ、
  - 二 当該道路の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。
  - 三 当該車両が道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。
  - 四 当該道路の左側部分の幅員が六メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき（当該道路の右側部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。）。
  - 五 勾配の急な道路のまがりかど附近について、道路標識等により通行の方法が指定されている場合において、当該車両が当該指定に従い通行するとき。
- 6 車両は、安全地帯又は道路標識等により車両の通行の用に供しない部分であることが表示されているその他の道路の部分に入つてはならない。

（罰則 第一項から第三項まで及び第六項については第百十九条第一項第二号の二 第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ、第百十九条第一項第二号の二）

（軽車両の路側帯通行）

第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

- 2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

（罰則 第二項については第百二十一条第一項第五号）

（左側寄り通行等）

第十八条 車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

（罰則 第二項については第百十九条第一項第二号の二）

（軽車両の並進の禁止）

第十九条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

（罰則 第百二十一条第一項第五号）

（車両通行帯）

第二十条 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によつて指定された自動車を除く。）は、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となつており、かつ、当該道路）に三以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側

の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

- 2 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。
- 3 車両は、追越しをするとき、第二十五条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項から第五項まで若しくは第三十五条の二の規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(罰則 第二百十条第一項第三号、同条第二項)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 車両は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。

- 2 車両(軽車両及びトロリーバスを除く。)は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央(当該道路が一方通行となつていときは、当該道路の右側端)に寄り、かつ、徐行しなければならない。
- 3 道路外に出るため左折又は右折をしようとする車両が、前二項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

(罰則 第一項及び第二項については第二百一十一条第一項第五号 第三項については第二百十条第一項第二号)

(横断等の禁止)

第二十五条の二 車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外の施設若しくは場所に入出するための左折若しくは右折をし、横断し、転回し、又は後退してはならない。

- 2 車両は、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはならない。

(罰則 第一項については第十九条第一項第二号の二 第二項については第二百十条第一項第四号、同条第二項)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 車両は、みだりにその進路を変更してはならない。

- 2 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。
- 3 車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の変更の禁止を表示する道路標示によつて区画されているときは、次に掲げる場合を除き、その道路標示をこえて進路を変更してはならない。
  - 一 第四十条の規定により道路の左側若しくは右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためその通行している車両通行帯を通行することができないとき。
  - 二 第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のため、通行することができなかつた車両通行帯を通行の区分に関する規定に従つて通行しようとするとき。

(罰則 第二項については第一百七条の二第六号、第一百七条の二の二第十一号二、第二百十条第一項第二号 第三項については第二百十条第一項第三号、同条第二項)

(踏切の通過)

第三十三条 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止し、かつ、安全であることを

確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

- 2 車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮(しや)断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入つてはならない。
- 3 車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなったときは、直ちに非常信号を行なう等踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとともに、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(左折又は右折)

第三十四条 車両は、左折するとき、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿つて(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

- 2 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するとき、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。
- 3 軽車両は、右折するとき、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。
- 4 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となつている道路において右折するとき、第二項の規定にかかわらず、あらかじめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。
- 5 原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿つて通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分(一方通行となつている道路にあつては、道路)に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路(以下この項において「多通行帯道路」という。)において右折するとき(交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。)は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。
- 6 左折又は右折しようとする車両が、前各項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

(罰則 第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第五号 第六項については第百二十条第一項第二号)

(交差点における他の車両等との関係等)

第三十六条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。

- 一 車両である場合 その通行している道路と交差する道路(以下「交差道路」という。)を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車
- 二 路面電車である場合 交差道路を左方から進行してくる路面電車

- 2 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、その通行している道路が優先道路(道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。)である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。
- 3 車両等(優先道路を通行している車両等を除く。)は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろう

とする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

- 4 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

(罰則 第一項については第百二十条第一項第二号 第二項から第四項までについては第百十九条第一項第二号の二)

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯（以下この条において「横断歩道等」という。）に接近する場合には、当該横断歩道等を通る際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車（以下この条において「歩行者等」という。）がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

- 2 車両等は、横断歩道等（当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道等による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。）又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。

- 3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（軽車両を除く。）の側方を通過してその前方に出てはならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

第三十八条の二 車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号の二)

(徐行すべき場所)

第四十二条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通る場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

- 一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通りしようとするとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）。
- 二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾(こう)配の急な下り坂を通る時。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(指定場所における一時停止)

第四十三条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第三十六条第二項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通る車両等の進行妨害をしてはならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(車両等の灯火)

第五十二条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第六十三条の九第二項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とす

る。

- 2 車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。

（罰則 第一項については第百二十条第一項第五号、同条第二項 第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号へ、第百二十条第一項第八号、同条第二項）

（合図）

第五十三条 車両（自転車以外の軽車両を除く。次項及び第四項において同じ。）の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

- 2 車両の運転者は、環状交差点においては、前項の規定にかかわらず、当該環状交差点を出るとき、又は当該環状交差点において徐行し、停止し、若しくは後退するときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。
- 3 前二項の合図を行う時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。
- 4 車両の運転者は、第一項又は第二項に規定する行為を終わつたときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、これらの規定に規定する合図に係る行為をしないのかかわらず、当該合図をしてはならない。

（罰則 第一項、第二項及び第四項については第百二十条第一項第八号、同条第二項）

（警音器の使用等）

第五十四条 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

- 一 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。
- 二 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

- 2 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

（罰則 第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項 第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ト、第百二十一条第一項第六号）

（乗車又は積載の方法）

第五十五条 車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もつぱら貨物を運搬する構造の自動車（以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。）で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

- 2 車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。
- 3 車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。

（罰則 第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第六号）

（乗車又は積載の制限等）

第五十七条 車両（軽車両を除く。以下この項及び第五十八条の二から第五十八条の五までにおいて同

じ。)の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法(以下この条において「積載重量等」という。)の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、第五十五条第一項ただし書の規定により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。

- 2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。
- 3 貨物が分割できないものであるため第一項の政令で定める積載重量等の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、前二項の規定にかかわらず、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。

(罰則 第一項については第一百八条第一項第二号、第一百九条第一項第三号の二、第一百二十条第一項第十一号、第二百二十三条 第二項については第二百一十一条第一項第七号、第二百二十三条)

#### (自転車道の通行区分)

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの(以下この節において「普通自転車」という。)は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

#### (普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
  - 二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。
- 2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分(以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。))があるときは、当該普通自転車通行指定部分を徐行しなければならないが、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

(罰則 第二項については第二百一十一条第一項第五号)

#### (普通自転車の並進)

第六十三条の五 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第十九条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が三台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

#### (自転車の横断の方法)

第六十三条の六 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

#### (交差点における自転車の通行方法)

第六十三条の七 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第十七条第四項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条の二の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

- 2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示

があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 警察官等は、第六十三条の六若しくは前条第一項の規定に違反して通行している自転車の運転者に対し、これらの規定に定める通行方法により当該自転車を通行させ、又は同条第二項の規定に違反して通行している普通自転車の運転者に対し、当該普通自転車を歩道により通行させるべきことを指示することができる。

(罰則 第二百一十一条第一項第四号)

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

2 自転車の運転者は、夜間(第五十二条第一項後段の場合を含む。)、内閣府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第五十二条第一項前段の規定により尾灯をつけている場合は、この限りでない。

(罰則 第一項については第二百十条第一項第八号の二、同条第二項)

(自転車の検査等)

第六十三条の十 警察官は、前条第一項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができる。

2 前項の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

(罰則 第一項については第二百十条第一項第八号の三 第二項については第二百十条第一項第八号の四)

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十一 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

4 何人も、車両(トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第一百七条の二の二第六号及び第一百七条の三の二第三号において同じ。)の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

(罰則 第一項については第一百七条の二第一号、第一百七条の二の二第三号 第二項については第一百七条の二第二号、第一百七条の二の二第四号 第三項については第一百七条の二の二第五号、第一百七条の三の二第二号 第四項については第一百七条の二の二第六号、第一百七条の三の二第三号)

(安全運転の義務)

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(罰則 第一百七条の二第六号、第一百七条の二の二第十一号チ、第一百九条第一項第九号、同条第

二項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

二 身体障害者用の車椅子が通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

二の二 前号に掲げるもののほか、高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること。

二の三 児童、幼児等の乗降のため、政令で定めるところにより停車している通学通園バス（専ら小学校、幼稚園等に通う児童、幼児等を運送するために使用する自動車で政令で定めるものをいう。）の側方を通過するときは、徐行して安全を確認すること。

三 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

四 乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行う等当該車両等に乗車している者の転落又は積載している物の転落若しくは飛散を防ぐため必要な措置を講ずること。

四の二 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること。

四の三 安全を確認しないで、ドアを開き、又は車両等から降りないようにし、及びその車両等に乗車している他の者がこれらの行為により交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講ずること。

五 車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。

五の二 自動車又は原動機付自転車を離れるときは、その車両の装置に応じ、その車両が他人に無断で運転されることがないようにするため必要な措置を講ずること。

五の三 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車若しくは原動機付自転車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車若しくは原動機付自転車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させないこと。

五の四 自動車を運転する場合において、第七十一条の五第一項から第四項まで若しくは第七十一条の六第一項から第三項までに規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車（第七十一条の五第一項、第七十一条の六第一項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた準中型自動車又は第七十一条の五第二項から第四項まで、第七十一条の六第二項若しくは第三項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装

置であるものを除く。第百十八条第一項第三号の二において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第九号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第九号の二 第五号の五については第百十七条の四第一号の二、第百十八条第一項第三号の二)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2 前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3 前二項の場合において、現場にある警察官は、当該車両等の運転者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

4 緊急自動車若しくは傷病者を運搬中の車両又は乗合自動車、トロリーバス若しくは路面電車で当該業務に従事中のものの運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。

(罰則 第一項前段については第百十七条第一項、同条第二項、第百十七条の五第一号 第一項後段については第百十九条第一項第十号 第二項については第百二十条第一項第十一号の二)

(自転車運転者講習の受講命令)

第百八条の三の四 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの(次条において「危険行為」という。)を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習(次条において「自転車運転者講習」という。)を受けさせるべき旨を命ずることができる。

(罰則 第百二十条第一項第十七号)

(自転車運転者講習の受講命令等の報告)

第百八条の三の五 公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき又は自転車の運転者が危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

## 4. 東京都道路交通規則 ※一部抜粋

(昭和46年東京都公安委員会規則第9号)

(運転者の遵守事項)

第8条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前方にある車両が歩行者を横断させるため停止しているときは、その後方にある車両は、一時停止し、又は徐行して、その歩行者を安全に横断させること。
- (2) 木製サンダル、げた等運転操作に支障を及ぼすおそれのあるはき物をはいて車両等（軽車両を除く。）を運転しないこと。
- (3) 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。
- (4) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。
- (5) 高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。
- (6) 積雪又は凍結により明らかにすべると認められる状態にある道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤチェーンを取り付ける等してすべり止めの措置を講ずること。
- (7) 後退する場合において、車掌、助手その他の乗務員がいるときは、これらの者に誘導させる等後方の安全を確認すること。
- (8) 後写鏡の効用を妨げるように、物を置き、又はカーテンの類を用いないこと。
- (9) 警音器の整備されていない自転車を運転しないこと。
- (10) またがり式の乗車装置に人を乗車させる場合は、前向きにまたがらせること。
- (11) どろ土の路外から舗装された道路に入る場合は、車両に付着したどろ土を路面に落とさないための確認をし、かつ、その措置をとること。
- (12) みだりに作業灯（車両の側面又は後面の周辺を照明するため当該車両に設けられた灯火をいう。）を点灯しないこと。
- (13) 令第13条第1項各号に掲げる自動車以外の自動車若しくは原動機付自転車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれと類似する音を発しないこと。
- (14) 普通自動車（総排気量が0.020リットルを超え0.050リットル以下又は定格出力が0.25キロワットを超え0.60キロワット以下の原動機を有する三輪以上のもので、車室（側面が構造上開放されているものを除く。）のあるもの又は輪間距離が50センチメートルを超えるものに限る。）、普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (15) 道路運送車両法による自動車登録番号標若しくは車両番号標又は前号の標識（以下この号において「番号標等」という。）に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、車両（番号標等を取り付けることとされているものに限る。）を運転しないこと。
- (16) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席に、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを携帯した者を乗車させて運転しないこと。

(軽車両の灯火)

第9条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両（牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。

- (1) 白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照灯
  - (2) 赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯
- 2 軽車両（自転車を除く。以下この項において同じ。）が、夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射した場合に、その反射光を照射位置から容易に確認できる橙色又は赤色の反射器材（後面の幅が0.5メートル以上の軽車両にあつては、両側にそれぞれ1個以上）を備え付けているときは、前項の規定にかかわらず、尾灯をつけることを要しない。
- 3 自転車が、法第63条の9第2項本文に定める反射器材（後面の幅が0.5メートル以上の自転車にあつては、両側にそれぞれ1個以上）を備え付けているときは、第1項の規定にかかわらず尾灯をつけることを要しない。
- （軽車両の乗車又は積載の制限）

第10条 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量等の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させるとき。

(イ) 16歳以上の運転者が幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させるとき。

(ウ) 自転車専用若しくは自転車及び歩行者専用の規制（標識令別表第1の規制標識のうち、「自転車専用」又は「自転車及び歩行者専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「タンデム車を除く」の表示がされているものに限る。）が行われている道路又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、タンデム車（2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた二輪の自転車をいう。）に、その乗車装置に応じた人員までを乗車させるとき。

(エ) 三輪の自転車（2以上の幼児用座席を設けているものを除く。）に、その乗車装置に応じた人員までを乗車させるとき。

イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。

ウ 16歳以上の運転者が幼児（6歳未満の者をいう。）1人を子守バンド等で確実に背負っている場合の当該幼児は、ア（イ）及び（ウ）に該当する場合を除く。）及びイの規定の適用については、当該16歳以上の運転者の一部とみなす。

(2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える自転車にあつては30キログラムを、リヤカーをけん引する場合におけるそのけん引されるリヤカーについては120キログラムを、それぞれこえないこと。

イ 四輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、二輪の牛馬車にあつては1,500キログラムをそれぞれこえないこと。

ウ 大車（荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下この条において同じ。）にあつては750キログラムをこえないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車にあつては450キログラムをこえないこと。

(3) 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次の長さ、幅又は高さをこえないこととする。

ア 長さ 自転車にあつてはその積載装置の長さの0.3メートルを、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さの0.6メートルを、それぞれ加えたもの

イ 幅 積載装置又は乗車装置の幅に0.3メートルを加えたもの

ウ 高さ 牛馬車にあつては3メートルから、牛馬車以外の軽車両にあつては2メートルから、それぞれの積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載の方法は、次のとおりとする。

- ア 前後 積載装置（牛馬車にあつては乗車装置を含む。）から前後に最もはみ出した部分の合計が、自転車にあつては0.3メートルを、牛馬車にあつては0.6メートルを、それぞれこえないこと。
- イ 左右 自転車にあつてはその積載装置から、自転車以外の軽車両にあつてはその乗車装置又は積載装置から、それぞれ0.15メートルをこえてはみ出さないこと。

## 5. 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(平成 25 年東京都条例第 14 号)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）第二条第三項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。
- 九 自転車損害賠償保険等は共済をいう。

#### (基本理念)

第三条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

#### (都の責務)

第四条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。
- 4 都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 5 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 6 都は、区市町村、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

#### (自転車利用者の責務)

第五条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

- 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

#### (自転車使用事業者等の責務)

第六条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者（以下「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（以下「自転車整備業者」という。）、自転車貸付事業を営む者（以下「自転車貸付業者」という。）、自転車駐車場を利用させることを業とする者（第十三条第二項において「自転車駐車場業者」という。）その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

（都民及び事業者の責務）

第七条 都民及び事業者（前条に規定する事業者を除く。）は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 自転車安全利用推進計画

（自転車安全利用推進計画）

第八条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画（以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。

3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前二項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

## 第三章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

（都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及）

第九条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

第九条の二 知事は、自転車に係る交通事故の防止を図るため、自転車利用者に対し、道路上における指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導及び助言に当たっては、必要に応じて東京都公安委員会の協力を得るものとする。

（自転車安全利用指針）

第十条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能に関する事項

二 自転車の安全で適正な利用に必要な知識に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

（自転車利用者の技能及び知識の習得）

第十一条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

（従業者の技能及び知識の習得）

第十二条 自転車使用事業者は、その従業者が、事業のために、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を利用するに当たり、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

（自転車小売業者等による啓発）

第十三条 自転車小売業者及び自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行わなければならない。

2 自転車組立業者、自転車貸付業者及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の組立て、貸付け等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

（事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等）

第十四条 事業者（就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。以下「特定事業者」という。）は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で

適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自転車安全利用推進者の選任)

第十四条の二 自転車使用事業者及び特定事業者は、第十二条及び前条に規定する措置を講じるため、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、自転車安全利用推進者を選任するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第十五条 父母その他の保護者（以下単に「保護者」という。）は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該十八歳未満の者に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 高齢者（六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。）の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者による指導等)

第十六条 十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者は、当該十八歳未満の者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

#### 第四章 安全な自転車の普及

(安全な自転車の利用)

第十七条 自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車（次条において「基準適合自転車」という。）を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(安全な自転車の製造、販売等)

第十八条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第十九条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(自転車点検整備指針)

第二十条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備（以下この条から第二十二条までにおいて「点検整備」という。）が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針（次条及び第二十二条において「自転車点検整備指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

これを変更したときも、同様とする。

一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法

二 定期的な点検すべき事項及び点検の方法

三 整備の方法及び確保すべき性能

四 前三号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(点検整備の実施)

第二十一条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車整備業者による点検整備)

第二十二条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

第二十三条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改

造してはならない。

## 第五章 自転車利用環境の整備等

### (自転車道の整備等)

第二十四条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

### (自転車利用環境整備協議会)

第二十五条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

### (自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第二十六条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第八条第一項の自転車等駐車対策協議会をいう。）を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

## 第六章 自転車利用者等による保険等への加入等

### (自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者（未成年者を除く。以下この条において同じ。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

### (保護者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の二 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

### (自転車使用事業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の三 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

### (自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の四 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、適用しない。

### (自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定事業者は、その従業者のうちに、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤する従業者」と読み替えるものとする。
- 5 自転車貸付業者は、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第二十八条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

- 2 学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。)の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

#### 第七章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車の促進)

第二十九条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

第三十条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

#### 第八章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第三十一条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録(以下この条から第三十四条までにおいて「登録」という。)を受けることができない。
  - 一 第三十三条第一項(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録を抹消された日から三年を経過しない者
  - 二 第三十四条(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第三十九条第一項の公表をされた日から二年を経過しない者
  - 三 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
  - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
  - 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
  - 六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 登録を受けようとする者(登録の更新を受けようとする者を含む。)は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前項の申請に係る事業が第一項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

5 登録の有効期間は、登録の日から三年とする。

(登録に係る事項の変更等)

第三十二条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があったとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、届出があった事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消等)

第三十三条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。

一 第三十一条第二項各号に該当することとなったとき。

二 不正の手段により登録を受けたとき。

三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第三十八条の勧告に従わないとき。

2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。

3 前二項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。

(表示の制限)

第三十四条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(自転車旅客運送事業者の登録等)

第三十五条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

(自転車貸付業者の登録等)

第三十六条 自転車貸付業者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の登録について準用する。

## 第九章 雑則

(報告及び調査)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第三十一条第一項、第三十五条第一項若しくは前条第一項の登録を受けた者、第三十四条

(第三十五条第二項又は前条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第三十八条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

一 第二十三条各項の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。

二 第三十一条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。

三 第三十二条第一項(第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしていない者当該届出をすること。

四 第三十四条(第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。

五 第三十五条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。

六 第三十六条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。

(公表)

第三十九条 知事は、前条第一号又は第四号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第四十条 区市町村の条例中に、この条例に定める自転車損害賠償保険等への加入等に相当する規定がある場合は、当該区市町村の区域においては、第六章（第二十八条を除く。）の規定は、適用しない。

(委任)

第四十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十八年条例第九十一号）

この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第百三十九号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

## 6. 大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例

(昭和 63 年条例第 12 号)

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、駅周辺等公共の場所における自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備並びに自転車の安全利用に関し必要な事項を定めることにより、自転車等の放置による環境悪化及び自転車に関する交通事故の防止を図り、もつて区民の安全で快適な生活環境を維持し、向上させることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置された自転車等を駐車させるための施設をいう。
- (4) 放置 自転車等が公共の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者が自転車等から離れているため直ちにこれを移動させることができない状態をいう。

#### (区長の責務)

第 3 条 区長は、自転車等駐車場の設置並びに自転車等が放置されている地域における指導及び啓発その他の自転車等の放置防止施策の実施に努めなければならない。

2 区長は、自転車の安全利用を促進するための施策並びに広報及び啓発の実施に努めなければならない。

#### (自転車等の利用者等の責務)

第 4 条 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。

- 2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に住所及び氏名を記載するように努めるとともに、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない。
- 3 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、施錠その他の適切な措置を講じなければならない。
- 4 駅周辺に居住し、又は通勤若しくは通学している者は、通勤又は通学等のために、当該駅との交通の手段として自転車等を利用することを自粛するように努めなければならない。
- 5 自転車の利用者は、イヤホン、携帯電話等を使用しながら、又は傘を差しながらの運転の禁止その他の道路交通法及び同法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

#### (鉄道事業者の責務)

第 5 条 鉄道事業者は、鉄道利用者のために、自ら自転車等駐車場の設置に努めるとともに、第 3 条の規定により区長が実施する施策に協力しなければならない。

#### (施設の設置者の責務)

第 6 条 公共施設、商業施設又は娯楽施設等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用者及び従業員のために、自ら自転車等駐車場の設置に努めるとともに、第 3 条の規定により区長が実施する施策に協力しなければならない。

### 第 2 章 自転車等の放置禁止

#### (放置禁止区域の指定等)

第 7 条 区長は、公共の場所に自転車等が放置されることにより、通行者の通行に著しい障害があり、又は災害時における緊急活動及び避難行動に支障があると認められる地域を自転車等放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 区長は、前項の禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、禁止区域を変更し、又は解除した場合に準用する。

(自転車等の放置禁止)

第8条 自転車等の利用者等は、禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第9条 区長は、禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第10条 区長は、禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置されていることにより、第7条第1項に定める事由が生じ、かつ、急迫の危険を回避する必要があると認めるときは、撤去する旨をあらかじめ警告した後、当該自転車等を撤去することができる。

(自転車等を撤去する場合の措置)

第11条 区長は、第9条又は前条の規定により自転車等を撤去するときは、禁止区域又は放置現場において、撤去先及び規則で定める期間保管の後は処分する旨を公示しなければならない。

(撤去した自転車等に対する措置)

第12条 区長は、第9条又は第10条の規定により自転車等を撤去した場合において、撤去した自転車等の利用者等が確認できるときは、当該自転車等の利用者等に対して速やかに引き取るよう通知するものとする。

2 区長は、第9条又は第10条の規定により撤去した自転車等で引き取りのない自転車等及び利用者等が確認できない自転車等については、規則で定める期間保管の後、当該自転車等の処分をすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、撤去した自転車等が明らかに自転車等としての機能を喪失していると認められるときは、直ちに当該自転車等を処分することができる。

(費用の徴収)

第12条の2 区長は、第9条又は第10条の規定により自転車等を撤去したときは、撤去に要した費用として、別表第1に定める額を当該自転車等を引き取りにきた利用者等から徴収することができる。

### 第3章 区が設置する自転車等駐車場

(区営自転車等駐車場の設置)

第13条 区が設置する自転車等駐車場（以下「区営自転車等駐車場」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1) 利用資格の登録（以下「登録」という。）を要する区営自転車等駐車場

(2) 登録を要しない区営自転車等駐車場（以下「無料制区営自転車等駐車場」という。）

2 登録を要する区営自転車等駐車場は、利用に当たり使用料を納付すべきもの（以下「有料制」という。）及び利用に当たり登録手数料を納付すべきもの（以下「登録制」という。）に区分する。

3 前2項の区営自転車等駐車場の設置は、有料制及び登録制の区営自転車等駐車場については規則でその名称及び位置を定め、無料制区営自転車等駐車場についてはその位置を告示して行うものとする。

(有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の利用手続等)

第14条 有料制及び登録制の区営自転車等駐車場を利用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は抽せんによる。ただし、区長は、抽せんによることが適当でないとき、申請の順序により承認することができる。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、次の各号に定める者を当該各号列記の順序により優先して利用の承認をすることができる。この場合において、次の各号に定める者の申請件数が有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の収容台数を超えるときは、当該各号列記の順序により当該各号ごとに抽せんによるものとする。

(1) 身体に障害があり、日常生活を営むに当たり、自転車等の利用を欠かすことができない者

(2) 区内に在住する者で、有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の最寄りの駅から規則で定める距離以上離れた場所に居住しているもの

4 区長は、次の各号の一に該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

(1) 自転車等の構造又は規格が有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の構造又は規模に適合しないとき。

(2) 前号に定めるもののほか、区長が利用を適当でないとするとき。

(日曜日、休日等の特例)

第14条の2 前条第1項の規定にかかわらず、区長は、日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）及び別に規則で定める日に係る利用に限り、有料制及び登録制の区営自転車等駐車場のうち、その管理上支障がないと認めるもので別に規則で定めるものを自由使用とすることができる。この場合において、第20条の2第1項第1号の規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第4項各号又は第18条各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による区営自転車等駐車場の利用を停止し、又は制限することができる。

(使用料及び登録手数料)

第15条 有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の利用承認を受けた者は、別表第2に定める使用料又は登録手数料（以下「使用料等」という。）を前納しなければならない。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第16条 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の返還)

第17条 既納の使用料等は、返還しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用承認の取消し等)

第18条 区長は、次の各号の一に該当するときは、有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の利用承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 災害その他の事故により有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の利用ができなくなつたとき。

(3) 工事その他の都合により区長が特に必要があると認めるとき。

(無料制区営自転車等駐車場)

第19条 無料制区営自転車等駐車場は、自由使用とする。ただし、区長は、無料制区営自転車等駐車場の位置、規模その他の条件を勘案し、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより利用を制限することができる。

2 第14条第4項及び第18条の規定は、前項ただし書の規定により無料の区営自転車等駐車場の利用を制限する場合に準用する。

(損害賠償の義務)

第20条 区営自転車等駐車場の施設を損傷した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(区営自転車等駐車場の不適正使用自転車等に対する措置)

第20条の2 区長は、区営自転車等駐車場内に次に掲げる自転車等があるときは、これを撤去することができる。

(1) 登録を要する区営自転車等駐車場において必要な登録を受けていない自転車等及び納付すべき使用料又は登録手数料を納付していない自転車等

(2) 無料制区営自転車等駐車場において相当期間継続して駐車してある自転車等

(3) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反した利用をしている自転車等で、区長が区営自転車等駐車場の管理上撤去を必要と認めるもの

2 第12条及び第12条の2の規定は、前項の規定による撤去をした場合について準用する。

(自動二輪車の利用の特例)

第21条 有料制及び登録制の区営自転車等駐車場のうち、その管理上支障がないと認めるもので別に規則で定めるものについては、自動二輪車（道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二

輪車をいい、側車付きのものを除く。以下同じ。)の駐車のために利用させることができる。

2 この章(第14条の2、第19条及び前条第1項第2号を除く。)の規定は、前項の規定に基づく自動二輪車による区営自転車等駐車場の利用について準用する。

#### 第4章 民間施設における自転車駐車場の設置義務

##### (区域の指定)

第22条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第5条第4項の規定に基づく条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、区内全域(羽田空港一丁目、羽田空港二丁目及び羽田空港三丁目を除く。)とする。

##### (施設の新設の場合の自転車駐車場の設置)

第23条 指定区域内において、次の表の(ア)欄に掲げる用途(以下「指定用途」という。)に供する施設で、(イ)欄の規模のものを新築しようとする者は、(ウ)欄により算定した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設からおおむね50メートル以内に設置しなければならない。

(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
パチンコ店、ゲームセンターその他の遊技場	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積10平方メートルごとに1台 (1台に満たない端数は切り捨てる。以下この表において同じ。)
映画館、劇場その他の興行を目的とする施設及びカラオケボックス	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台
物品(音楽、映像等の複製物及び書籍)を賃貸する事業所	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートルごとに1台
銀行、信用金庫その他の金融機関及び郵便局	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートルごとに1台
スポーツ、体育、健康の増進を目的とする施設	運動場面積が200平方メートルを超えるもの	運動場面積25平方メートルごとに1台
学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が200平方メートルを超えるもの	教室面積15平方メートルごとに1台
幼稚園、専修学校、各種学校及び保育所	教室面積及び保育室面積が200平方メートルを超えるもの	教室面積及び保育室面積50平方メートルごとに1台
病院、診療所及び施術所	診療室面積及び施術室面積が200平方メートルを超えるもの	診療室面積及び施術室面積25平方メートルごとに1台

2 前項の表中施設の用途の範囲並びに店舗面積、運動場面積、教室面積、保育室面積、診療室面積及び施術室面積(以下「店舗面積等」という。)の算定方法は、規則で定める。

##### (混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)

第24条 2以上の指定用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該指定用途ごとに前条第1項の表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

##### (大規模施設に係る自転車駐車場の規模)

第25条 指定用途に供する施設の店舗面積等が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、第23条の規定にかかわらず、店舗面積等が5,000平方メートルまでの部分について第23条第1項の表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模に、店舗面積等が5,000平

方メートルを超える部分について同表中（ウ）欄により算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同表中（ウ）欄により算定した自転車駐車場の規模とする。

- 2 混合用途施設で、各指定用途の店舗面積等の合計（以下本項において「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超えるものを新築する場合は、前条の規定にかかわらず、合計面積のうち5,000平方メートルについては、各指定用途の店舗面積等が合計面積に占める割合の面積について、各々第23条第1項の表中（ウ）欄により算定した自転車駐車場の規模に、合計面積が5,000平方メートルを超える部分については、当該割合の面積について各々同表中（ウ）欄により算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、前条の自転車駐車場の規模とする。

（施設を増築する場合の自転車駐車場の規模）

第26条 次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分（第30条の規定に該当するものを含む。）を除く。）をすべて新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現に設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

- （1）第23条第1項の表中（ア）欄の用途に供する施設についての同表中（イ）欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築
- （2）混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして指定用途ごとに第23条第1項の表中（ウ）欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

第27条 削除

（自転車駐車場の設備）

第28条 第23条から第26条までの規定により設置される自転車駐車場の規模は、駐車台数1台につき、1平方メートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が駐車場に適すると認めたものについては、前項の規定によらないことができる。

（自転車駐車場の設置の届出）

第29条 第23条から第26条までの規定により、自転車駐車場を設置しなければならない者は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

（適用の除外）

第30条 この条例の施行後新たに指定区域となつた区域内において、指定区域となつた日から起算して6月以内に指定用途に供する施設又は混合用途施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第23条から第26条までの規定は適用しない。

（自転車駐車場の管理）

第31条 第23条から第26条までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

（立入検査）

第32条 区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

（措置勧告）

第33条 区長は、第23条から第26条まで、第28条又は第31条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- 2 前項の規定による措置の勧告は、その勧告しようとする措置及び理由を記載した措置勧告書により行うものとする。

（公表）

第34条 区長は、前条の規定により勧告した場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わない

ときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

## 第5章 民営自転車等駐車場の育成

### (補助金の交付)

第35条 区長は、民営自転車等駐車場の設置が、自転車等の放置防止に寄与すると認めるときは、民営自転車等駐車場を設置する者に対して予算の範囲内で、その設置に要する経費及び管理に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合において、区長は、自転車等駐車場を設置する者に対して、その育成を図るために必要な助言又は指導をすることができる。

## 第6章 自転車等駐車対策協議会

### (協議会の設置)

第36条 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、法第8条第1項の規定に基づき、区長の付属機関として大田区自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (協議会の組織)

第37条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員25人以内で組織する。

- (1) 区民
- (2) 区議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) 鉄道事業者
- (5) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 雑則

### (関係機関との協議)

第38条 区長は、この条例に規定する施策を実施するために必要と認めるときは、関係機関と協議するものとする。

### (委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

### 付 則

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 第4章の規定は、施行の日以後に施設の新築又は増築の工事に着手する者について適用する。

### 付 則 (平成6年10月14日条例第35号)

### (施行期日)

- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の規定 平成7年2月1日
  - (2) 第2条の規定 平成7年4月1日
  - (3) 第3条の規定 平成7年10月1日

### (経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の東京都大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例第22条及び第23条の規定は、平成7年4月1日以後に施設の新築又は増築の工事に着手するものについて適用し、同日前に施設の新築又は増築の工事に着手したものについては、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の東京都大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例第12条の2の規定は、平成7年10月1日以後に撤去された自転車等について適用し、同日前に撤去された自転車等については、なお従前の例による。

### 付 則 (平成16年10月22日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 15 日条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条及び第 23 条の改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 22 条及び第 23 条の規定は、平成 25 年 10 月 1 日以後に施設の新築又は増築の工事に着手するものについて適用し、同日前に施設の新築又は増築の工事に着手したものについては、なお従前の例による。

付 則（令和元年 10 月 1 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 12 条の 2、第 21 条関係）

自転車	1 台につき 3,000 円
原動機付自転車	1 台につき 5,000 円
自動二輪車	1 台につき 10,000 円

別表第 2（第 15 条、第 21 条関係）

有料制区営自転車等駐車場使用料

種別		使用料
自転車	一時利用	1 日につき 200 円を限度とし、規則で定める額。ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受け、使用料を支払う場合は、24 時間につき 200 円を限度とする。
	定期利用	1 月につき 2,000 円を限度とし、規則で定める額
原動機付自転車	一時利用	1 日につき 200 円を限度とし、規則で定める額
	定期利用	1 月につき 3,000 円を限度とし、規則で定める額
自動二輪車	一時利用	1 日につき 400 円を限度とし、規則で定める額
	定期利用	1 月につき 6,000 円を限度とし、規則で定める額

登録制区営自転車等駐車場登録手数料

種別	登録手数料
自転車	1 年 1 台につき 3,000 円
原動機付自転車	1 年 1 台につき 4,000 円
自動二輪車	1 年 1 台につき 8,000 円

備考

- (1) 一時利用とは、暦日又は時間を単位として利用するものをいう。
- (2) 定期利用とは、4 月から翌年 3 月までの間において、月の初日から末日までを単位として利用するものをいう。
- (3) 一時利用において利用時間が 1 日に満たない場合においても 1 日の、定期利用において利用期間が 1 月に満たない場合も 1 月の、使用料を徴収する。
- (4) 前 2 号の規定にかかわらず、月の中途から新たに定期利用を開始する場合における当該月分の使用料は、月の 11 日から 20 日までの間に開始するものについては 1 月当たりの使用料の 3 分の 2 の額を、月の 21 日から末日までの間に開始するものについては 1 月当たりの使用料の 3 分の 1 の額を、それぞれ徴収するものとする。この場合において、10 円未満の端数が生じたときは、当該端数分を切り捨てる。

## 7. 大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則

(昭和63年規則第53号)

(目的)

第1条 この規則は、大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例（昭和63年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(放置禁止区域の指定)

第2条 区長は、条例第7条第1項の規定により自転車等放置禁止区域を指定したときは、自転車等放置禁止区域標識（別記第1号様式）及び告知板を当該区域に設置しなければならない。

2 前項に規定する告知板の内容は、放置禁止区域図、保管所案内図及び引取時の注意事項とする。

(禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第3条 条例第10条に規定する警告は、当該地域又は場所に、撤去する旨及び撤去先を表示した立看板を立てるほか、撤去する日の前日までに、放置されている自転車等に撤去する旨を明示した警告札を付けることにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、自転車等の放置状態を早急に解消する必要があると認めるときは、区長は、当日においても当該自転車等を撤去することができる。この場合において、当該撤去は、警告札の取付け後相当の時間をおいて行うものとする。

(放置自転車等に対する措置)

第3条の2 条例第9条、第10条又は第20条の2に規定する自転車等がワイヤー錠等を切断しなければ撤去できないときは、ワイヤー錠等を切断して撤去することができる。この場合において、切断したワイヤー錠等について、区は賠償の責めを負わない。

(返還通知書)

第4条 条例第12条第1項の規定による通知は、返還通知書（別記第3号様式）によるものとする。

(放置自転車等返還申請書兼受領書)

第4条の2 条例第9条又は第10条の規定により撤去された自転車等を引き取りようとする者は、条例第12条の2に規定する撤去に要した費用（以下「撤去手数料」という。）を添えて、放置自転車等返還申請書兼受領書（別記第3号様式の2）を、区長に提出しなければならない。

(自転車等の保管期間)

第5条 条例第12条第2項の規定による自転車等を保管する期間は、撤去した日から30日とする。ただし、撤去した日から10日以上経過した後に返還通知書を発送した場合、当該通知書発送後20日間は保管しなければならない。

(自転車等の処分)

第5条の2 条例第12条第2項に規定する処分は、売却とする。ただし、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第3項に規定する買受人がない自転車等及び売却することができないと認められる自転車等については、区長は、次に掲げる処分をするものとする。

- (1) 廃棄
- (2) 無償譲渡
- (3) その他区長が適当と認める処分

2 前項ただし書に規定する売却することができないと認められる自転車等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 被害届出のある自転車等
- (2) その他区長が売却できないと認めるもの

(売却代金の保管及び返還)

第5条の3 区長は、前条第1項の売却をしたときは、売却した自転車等の代金を保管するものとする。この場合において、撤去した日から起算して6か月を経過するまでに、当該自転車等の利用者又は所有者がその返還を求めたときは、その売却代金を返還するものとする。

2 前項後段の規定により、売却代金の返還を受けようとする者は、放置自転車等売却代金返還申請書

(別記第3号様式の3)を、区長に提出しなければならない。この場合において、区長は、売却代金の返還を受けようとする者から撤去手数料を徴収するものとする。

- 3 前項の場合において、区長は、返還する売却代金のうちから撤去手数料を控除するものとする。ただし、返還する売却代金の額が撤去手数料の額に満たないときは、売却代金の返還を受けようとする者から撤去手数料の不足額を徴収するものとする。

(自転車等保管台帳)

第6条 区長は、条例第12条第1項の規定により撤去した自転車等は当該自転車等の形状等を自転車等保管台帳(別記第4号様式)に登載し、処理するものとする。

(撤去手数料の徴収の特例)

第6条の2 撤去手数料は、その納付以前に撤去した自転車等が盗難にあつた旨の申出があり、かつ、撤去日までに当該自転車等に係る被害届を警察署に提出していることが確認できたとき、その他区長が正当な理由があると認めたときは、徴収しない。

- 2 前項の申出は、自転車等盗難申出書(別記第4号様式の2)の提出により行うものとする。

(有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の設置)

第7条 条例第13条の規定による有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の定期利用の利用手続)

第8条 有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の定期利用の申請は、区営自転車等駐車場定期利用申請書(別記第5号様式又は別記第5号様式の2)を区長が定める募集期間内に提出して行わなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があつた場合において、利用を承認したときは区営自転車等駐車場定期利用承認書(別記第6号様式)を、利用を承認しなかつたときは区営自転車等駐車場定期利用不承認書(別記第6号様式の2)を申請者に交付しなければならない。
- 3 区長は、条例第14条第2項及び第3項の規定に基づき利用の承認をする場合は、あわせて必要と認める数の補欠者及びその順位を定めて区営自転車等駐車場定期利用補欠者名簿(別記第7号様式)に記載するものとする。
- 4 区長は、利用者に欠員が生じたときは前項の補欠者のうちから当該順位に従い利用の承認をするものとし、その利用期間は欠員となつた利用者の利用期間の残存期間とする。第2項の規定は、補欠者のうちから利用を承認する場合に準用する。

(優先承認を与える距離)

第9条 条例第14条第3項第2号で定める距離は、別表第2のとおりとする。

(有料制の区営自転車等駐車場の開閉時刻)

第10条 有料制の区営自転車等駐車場は、午前6時30分に開場し、午後8時に閉場する。ただし、区長は特に必要があると認めたときは、その時刻を変更することができる。

(日曜日、休日等の特例)

第10条の2 条例第14条の2に規定する別に規則で定める日及び別に規則で定めるものは、別表第1に掲げるものとする。

(有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の定期利用の使用料等)

第11条 有料制の区営自転車等駐車場の定期利用の承認を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、区長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 新たに利用を開始する場合 区長が定める日まで
  - (2) 利用開始後、既納の使用料に応じた月を過ぎて引き続き利用しようとする場合 利用しようとする月の前月20日から同月末日までの間
- 2 前項の使用料は、3月分、6月分若しくは12月分又は承認を受けた全利用期間の月分を一括して納付することができる。
  - 3 登録制の区営自転車等駐車場の利用の承認を受けた者は、区長が定める日までに条例第15条に定める登録手数料を納付しなければならない。
  - 4 区長は、第1項又は前項の規定により承認を受けた者が使用料又は登録手数料を納付したときは、利

用承認証（第1項の規定によるときは別記第7号様式の2、前項の規定によるときは別記第8号様式）を交付するものとする。

- 5 前項の利用承認証の交付を受けた者は、自転車等の見やすい位置に当該利用承認証を貼付しなければならない。
- 6 利用承認証を紛失又は毀損したことによりその再交付を受けようとする者は、利用承認証再交付申請書（別記第9号様式）を区長に提出しなければならない。
- 7 区長は、前項の申請が適当であると認めるときは、利用承認証を再交付するものとする。

（有料制の区営自転車等駐車場定期券の交付）

第11条の2 前条第1項の規定による有料制の区営自転車等駐車場の定期利用の承認を受けた者のうち、別表第3に掲げる自転車等駐車場にあつては、自転車駐車場定期券（別記第9号様式の2。以下「定期券」という。）を使用し、当該自転車等駐車場を利用するものとする。この場合において、利用者はあらかじめ当該定期券の交付について自転車駐車場定期券交付申請書（別記第9号様式の3）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請が適当であると認めるときは、定期券を無償で交付するものとする。
- 3 定期券の交付を受けた者が自転車等駐車場の定期利用を終了したとき又は利用承認を取り消されたときは、速やかに当該定期券を区長に返還しなければならない。
- 4 定期券を紛失し、又は毀損したことにより定期券の再交付が必要となつた者は、自転車駐車場定期券再交付申請書（別記第9号様式の4）を区長に提出し、当該定期券の再交付を受けなければならない。
- 5 前項の規定により定期券の再交付を受けようとする者は、当該定期券の再交付に係る実費相当分の費用を負担しなければならない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（有料制の区営自転車等駐車場の一時利用の使用料等）

第12条 有料制の区営自転車等駐車場の一時利用の利用申請は、利用しようとする度に口頭で申請するものとし、利用承認は、別表第1に定める使用料と引換えに一時利用券（別記第10号様式）を交付して行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、自動発券機等の機械により利用を受け付ける場合は、次に定めるときにおいて前項の利用申請及び利用承認があつたものとみなす。

（1） 使用料を前納する型式の機械を設置している自転車等駐車場においては、当該使用料を納付し、別記第10号様式の2又はこれに準じて自転車等駐車場ごとに定めた様式による一時利用券の交付を受けたとき。

（2） 別表第1に掲げる使用料を後納する型式の機械を設置している自転車等駐車場においては、機械による施錠等が行われ、当該使用料を納付しなければ当該自転車等が出場できない状態に置かれたとき又は別記第10号様式の3若しくはこれに準じて自転車等駐車場ごとに定めた様式による一時利用券の交付を受けたとき。

- 3 一時利用券を紛失し、又は毀損した者は、当該一時利用券の再交付を受けなければならない。
- 4 前項の規定により一時利用券の再交付を受けようとする者は、当該一時利用券の再交付に係る実費相当分の費用を負担しなければならない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用者による利用の取消し）

第13条 利用者が利用の承認を受けた後、区営自転車等駐車場の利用を取り消そうとするときは、有料制にあつては区営自転車等駐車場定期利用取消届兼使用料返還申請書（別記第11号様式）に、登録制にあつては区営自転車等駐車場定期利用取消届兼登録手数料返還申請書（別記第11号様式の2）に、それぞれ利用承認書を添えて、区長に提出しなければならない。

（使用料の免除）

第14条 条例第16条の規定により使用料を免除する場合及びその期間は次のとおりとする。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 当該保護又は支援給付を受けている日の属する月分
- （2） 定期利用の承認を受けた者が、月の初日から当該月の末日又は当該月の翌月以後の末日まで利用しない場合 利用しない月分

- 2 使用料の免除を受けようとする者で、前項第1号に該当する者は利用申請の際に、前項第2号に該当する者は利用しない月の前月（2か月以上継続して利用しない場合は、利用しない最初の月の前月）末日までに使用料減免兼振替申請書（別記第12号様式）を区長に提出しなければならない。
- 3 第1項各号に該当する者が前項に定める日までに使用料減免兼振替申請書（以下本項において「申請書」という。）を提出しない場合は、第1項の規定にかかわらず、同項第1号に該当するものにあつては申請書の提出のあつた日の属する月分から、同項第2号に該当するものにあつては申請書の提出があつた日の属する月の翌月分から、使用料を免除する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、大田区民プラザの利用をする者が当該利用のために有料製の区営自転車等駐車場のうち下丸子駅前自転車駐車場を利用する場合において、あらかじめその旨を申し出たときは、条例第16条の規定に基づき、自転車使用料（一時利用に限る。）を免除することができる。
- 5 自転車等駐車場の使用料を前払式利用券（別記第12号様式の2）により納付し、2,300円の前払式利用券を使用したときは、300円を免除する。

（登録手数料の免除）

第14条の2 条例第16条の規定により登録手数料を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者
  - (2) 前号に定めるもののほか、区長が特に必要と認める者
- 2 登録手数料の免除を受けようとする者は、登録手数料減免申請書（別記第12号様式の3）を区長に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第15条 条例第17条ただし書の規定により使用料を返還する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責に帰さない事由により利用承認を取り消したとき 取り消した日の属する月以後の月分の額
  - (2) 利用者の責に帰さない事由により利用承認を停止したとき 停止をした日の属する月から停止を解除した日の前日の属する月までの月分の額
  - (3) 第13条の規定に基づき利用承認の取消しの届出があつたとき 届出の日の属する月の翌月以後の月分の額
  - (4) 第14条第1項の規定に基づき使用料が免除されたとき 免除の適用となる月以後の月分の額
  - (5) 別表第1に定める有料製区営自転車等駐車場の一時利用をした場合で同表に定める時間以内の使用であつたとき 同表に定める額
- 2 使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（別記第13号様式）又は第13条の規定による返還申請書を区長に提出しなければならない。ただし、前項第4号に該当するものにあつては、この限りでない。
  - 3 第1項第4号に該当する者に係る使用料の返還については、当該者の申出により、免除の適用となる月以後も同一の区営自転車等駐車場を定期利用する場合に限り、当該月以後の使用料に振り替えることができる。ただし、翌年度以後に振り替えることはできない。
  - 4 前項の規定による申出は、使用料減免兼振替申請書を区長に提出しなければならない。

（登録手数料の返還）

第15条の2 条例第17条ただし書の規定により登録手数料を返還する場合は、次のとおりとする。

- (1) 利用登録後30日以内にやむを得ない理由により利用の取消しをしたとき。
  - (2) 前号に定めるもののほか、区長が特に理由があると認めるとき。
- 2 登録手数料の返還を受けようとする者は、登録手数料返還申請書（別記第13号様式の2）又は第13条の規定による返還申請書を区長に提出しなければならない。

（利用承認の取消し等）

第16条 区長は、利用の承認を受けた者が条例第18条第1号の事由に該当する行為を行つた場合は、利用の取消し等の処分を行う前に、その行為を停止するように警告するものとする。

- 2 区長は、条例第18条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限したときは、利用承認取消通知書（別記第14号様式）により通知しなければならない。

(変更の届出等)

第17条 有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の利用承認を受けた者が次の各号に該当するときは、速やかに住所等変更届(別記第15号様式)を区長に届け出なければならない。

(1) 住所、氏名等を変更したとき。

(2) 条例第14条第3項各号の規定に該当するものにあつては当該各号の規定に該当しなくなつたとき。

2 区長は、前項の届出があつた場合において、当該届出を行つた者が条例第14条第3項各号のいずれにも該当しなくなり、かつ、条例第14条第3項各号に該当する補欠者があるときは、当該該当しなくなつた利用者の利用の承認を取り消すことができる。

3 第16条第2項の規定は、前項の規定による承認の取消しについて準用する。

(無料制区営自転車等駐車場の利用制限)

第17条の2 区長は、条例第19条第1項の規定により、無料制区営自転車等駐車場のうちの一部について、買物等の一時的な目的の利用に供するため、利用時間等の制限を行うことができる。この場合において、区長は、利用者の見やすい場所に当該制限の内容を掲示しなければならない。

(区営自転車等駐車場の不適正使用自転車等に対する措置)

第17条の3 第3条の2の規定は、条例第20条の2第1項の規定による措置について準用する。

(自動二輪車による利用の特例)

第18条 条例第21条の規定により自動二輪車の駐車のために利用させることができる有料制及び登録制の区営自転車等駐車場は、別表第1のとおりとする。

2 自転車等に関する第4条、第4条の2、第6条、第6条の2、第8条、第10条及び第11条から前条までの規定(これらの規定に係る様式を含む。)は、自動二輪車について準用する。この場合において、必要となる技術的読替えその他の事項は、都市基盤整備部長が定める。

(施設の用途)

第19条 条例第23条第2項に規定する施設の用途の範囲は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める範囲とする。

(1) パチンコ店、ゲームセンターその他の遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を営むものをいう。

(2) 映画館、劇場その他の興行を目的とする施設 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する施設をいう。ただし、スポーツの興行を目的とする施設において、第6号の用途も同時に供するものについては、同号の規定を適用する。

(3) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗及びその他の小売業を営むものをいう。

(4) 飲食店 客を集客させ、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定する飲食店営業を行う事業所のうち、その建物内で飲食させる行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。

(5) 銀行、信用金庫その他の金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)に規定する銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)に規定する信用金庫及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する信用協同組合をいう。

(6) スポーツ、体育、健康の増進を目的とする施設 フィットネスクラブ、ボーリング場、スケート場その他の競技場、運動場、練習場等を常設し、これをスポーツ、体育、健康の増進のために一般の顧客に利用させて営業するものをいう。

(7) 学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設 学習塾、語学教室、料理教室、自動車教習所その他の教室、講堂、実習室等を常設し、これを学習、教養、趣味等の教授のために一般の顧客に利用させて営業するものをいう。

(8) 幼稚園、専修学校、各種学校及び保育所 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条に規定する幼稚園、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。

(9) 病院、診療所及び施術所 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院及び診療所並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第2項に規定する施術所をいう。

(店舗面積等の算定)

第20条 条例第23条第2項に規定する店舗面積等の算定方法は、次の各号に掲げる用途ごとに、当該各号に定めるものの店舗面積等を合計して求めるものとする。

- (1) パチンコ店、ゲームセンターその他の遊技場 遊技室、景品交換所及びその他利用者のために設ける場所
- (2) 映画館、劇場その他の興行を目的とする施設及びカラオケボックス 観客席、会計場所、待合室、個室その他利用者のために設ける場所
- (3) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店 売場（飲食店部分を含む。）、売場の通路、ショーウィンドー、ショールーム、サービス部門、承り所、物品の加工修理場、客席、待合室及びその他利用者のために設ける場所
- (4) 物品（音楽、映像等の複製物及び書籍）を賃貸する事業所 商品陳列場所、商品陳列場所間の通路、入会手続場所、会計場所その他利用者のために設ける場所
- (5) 銀行、信用金庫その他の金融機関及び郵便局銀行室、待合室、接客室、応接室、現金自動預払機設置室、ショーウィンドーその他利用者のために設ける場所
- (6) スポーツ、体育、健康の増進を目的とする施設 競技場、運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧席及びその他利用者のために設ける場所
- (7) 学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設 教室、講堂、実習室、図書館、資料室及びその他利用者のために設ける場所（自動車教習所の屋外練習場を除く。）
- (8) 幼稚園、専修学校、各種学校及び保育所 教室及びこれに類するもの並びに保育室
- (9) 病院、診療所及び施術所 診療室、施術室、待合室その他利用者のために設ける場所  
(設置の届出)

第21条 条例第29条の規定による自転車駐車場の設置又は変更の届出は、自転車駐車場設置（変更）届（別記第16号様式）を区長に提出して行うものとする。

2 前項に規定する届出に際しては、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 自転車駐車場の構造図（特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る。）

3 施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者は、自転車駐車場の設置を完了したときは、自転車駐車場設置完了届（別記第17号様式）を区長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第22条 条例第32条第2項の規定による証明書は、身分証明書（別記第18号様式）とする。

(措置勧告書)

第23条 条例第33条第2項の規定による勧告は、措置勧告書（別記第19号様式）により行うものとする。

(補助金の交付要件)

第24条 条例第35条第1項の規定により補助することができる自転車等駐車場は、次の各号に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 自転車等駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。
- (2) 自転車等駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。
- (3) 当該自転車等駐車場が継続して別表第4に定める期間以上運営されること。
- (4) 自転車等の収容能力がおおむね30台以上あること。

(補助の決定)

第25条 前条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、区長に申請し、その決定を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、調査のうえ前条各号の要件を満たすと認める者について補助の決定を行う。

3 区長は、前項の決定を行うに際し、必要な条件を付することができる。

(助成措置の取消し)

第26条 区長は、補助金の交付を受けた自転車等駐車が第24条に規定する要件を欠くに至った場合又は規則若しくは区長の命令に違反した場合は、決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(協議会の組織)

第27条 条例第37条第1項に規定する協議会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 区民 8人以内
  - (2) 区議会議員 2人以内
  - (3) 学識経験者 3人以内
  - (4) 鉄道事業者 5人以内
  - (5) 関係行政機関の職員 7人以内
- (会長及び副会長)

第28条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由により、会長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 第3項の規定は、第2項ただし書による会議について準用する。この場合において、第3項中「出席委員」とあるのは、「書面その他の方法により審議を行つた委員」と読み替えるものとする。

(委員会)

第30条 協議会は、協議会の指定する事項について調査検討するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、会長が指名する委員により構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員会の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を招集し、委員会の会議を主宰する。

付 則

- 1 この規則は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 第8条第2項の規定により交付を受けている区営自転車等駐車場定期利用承認書（駐車場名が雑色駅前自転車駐車場であつて、承認期間が平成29年3月31日までのものに限る。）による承認期間は、同年5月31日まで延長されたものとみなす。
- 3 前項の規定により延長された承認期間に係る登録制区営自転車等駐車場登録手数料は、第14条の2の規定にかかわらず、免除とする。
- 4 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）対策として、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において臨時休業の措置が講じられたことにより、令和2年3月1日以降区営自転車等駐車場を利用しない児童生徒に係る第14条第2項の規定の適用については、同項中「利用しない月の前月（2か月以上継続して利用しない場合は、利用しない最初の月の前月）末日」とあるのは、「区長が別に定める日」とする。
- 5 区長が別に定める期間において定期利用の更新手続ができなかつた者（新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛等を理由として、利用しようとする月の前月末日までに申出があつた者に限る。）に係る第11条第1項第2号の規定の適用については、同号中「同月末日」とあるのは、「区長が別に定め

る日」とする。

付 則（平成元年12月15日規則第95号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定（大森駅入新井自転車駐車場に係る部分に限る。）は、平成2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同年3月31日以前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成4年3月19日規則第5号）

- 1 この規則は、平成4年3月21日から施行する。
- 2 改正前の東京都大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成5年3月18日規則第4号）

- 1 この規則は、平成5年3月20日から施行する。
- 2 改正前の東京都大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成6年12月9日規則第83号）

- 1 この規則は、平成7年2月1日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正規定、第19条、第20条及び第24条の改正規定、別表第2の次に1表を加える改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条及び第20条の規定は、平成7年4月1日以後に施設の新築又は増築の工事に着手するものについて適用し、同日前に施設の新築又は増築の工事に着手したものについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の東京都大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成7年6月30日規則第51号）

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この規則の施行の日以後に撤去された自転車等について適用し、同日前に撤去された自転車等については、なお従前の例による。

付 則（平成8年12月10日規則第126号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の有料制区営自転車駐車場の部西馬込駅前自転車駐車場の項、同部蒲田駅東口陸橋下自転車駐車場の項、同表の2登録制区営自転車駐車場の部蒲田呑川右岸自転車駐車場の項及び別表第2の1有料制区営自転車駐車場の部西馬込駅前自転車駐車場の項の改正規定は、平成9年2月1日から、別表第1の1有料制区営自転車駐車場の部蒲田駅西口環八下自転車駐車場の項、同表の2登録制区営自転車駐車場の部大森駅山王小前自転車駐車場の項、同部洗足池駅前自転車駐車場の項、同部蒲田あやめ橋自転車駐車場の項、別表第2の1有料制区営自転車駐車場の部蒲田駅西口環八下自転車駐車場の項及び同表の2登録制区営自転車駐車場の部の改正規定は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月6日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成10年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、平成10年6月30日以前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成10年12月18日規則第153号）

- 1 この規則は、平成10年12月21日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第3条の次に1条を加える改正規定、第4条の2の改正規定、別表第1及び別表第2の改正規定（1有料制区営自転車駐車場の部羽田駅前自転車駐車場の項に係る部分に限る。）並びに別記第3号様式の改正規定 公布の日
  - (2) 第3条の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第6条の次に1条を加える改正規定、別記第4号様式の次に1様式を加える改正規定及び次項の規定 平成11年1月1日
  - (3) 別表第1及び別表第2の改正規定（2登録制区営自転車駐車場の部田園調布駅西口自転車駐車場

の項を削る部分に限る。) 平成11年4月1日

- 2 改正後の第6条の2の規定は、平成10年1月1日以後に撤去した自転車等に係る費用について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用については、なお従前の例による。

付 則 (平成12年12月20日規則第133号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1有料制区営自転車駐車場の部多摩川園駅前自転車駐車場の項及び別表第2の1有料制区営自転車駐車場の部多摩川園駅前自転車駐車場の項の改正規定並びに別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成13年12月20日規則第141号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1有料制区営自転車駐車場の部に京急蒲田駅西口自転車駐車場の項を加える改正規定、別表第1の2登録制区営自転車駐車場の部に雑色駅前A自転車駐車場の項及び雑色駅前B自転車駐車場の項を加える改正規定、別表第2の1有料制区営自転車駐車場の部に京急蒲田駅西口自転車駐車場の項を加える改正規定並びに別表第2の2登録制区営自転車駐車場の部に雑色駅前A自転車駐車場の項及び雑色駅前B自転車駐車場の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年3月23日規則第35号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則 (平成16年10月22日規則第95号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則 (平成17年3月28日規則第24号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(同表1有料制区営自転車等駐車場の部に大森駅入新井公園自転車駐車場の項を加える部分に限る。)及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則 (平成17年10月21日規則第159号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成17年11月1日から施行する。

付 則 (平成17年12月9日規則第168号)

この規則中第1条の規定は平成17年12月26日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第1の2登録制区営自転車等駐車場の部の改正規定及び別表第2の2登録制区営自転車等駐車場の部の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年3月20日規則第27号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別記第14号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則 (平成22年3月31日規則第32号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1備考の改正規定(「、田園調布駅南自転車駐車場」を「、長原駅前自転車駐車場、田園調布駅南自転車駐車場」に、「及び下丸子駅前自転車駐車場」を「、下丸子駅前自転車駐車場及び区役所本庁舎前自転車駐車場」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年9月9日規則第73号)

この規則は、平成22年9月10日から施行する。ただし、別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部大森海岸駅前臨時自転車駐車場の項及び同表の2登録制区営自転車等駐車場の部雪が谷大塚駅前自転車駐車場の項の改正規定並びに別表第2の1有料制区営自転車等駐車場の部に大森海岸駅前臨時自転車駐車場の

項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年1月18日規則第1号）

- 1 この規則は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則（平成23年2月28日規則第11号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第11条第6項の改正規定及び次項の規定 公布の日
  - (2) 別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部に雑色駅西口自転車駐車場の項を加える改正規定、別表第1の3自動二輪車の駐車のために利用させる有料制区営自転車等駐車場の部に雑色駅西口自転車駐車場の項を加える改正規定及び別表第2の1有料制区営自転車等駐車場の部に雑色駅西口自転車駐車場の項を加える改正規定 平成23年3月1日
  - (3) 第14条に1項を加える改正規定、第14条の2第2項の改正規定、別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部に大森複合施設ビル地下自転車駐車場の項を加える改正規定、別表第1備考第3号の改正規定（「のうち」の次に「大森複合施設ビル地下自転車駐車場、」を加える部分に限る。）、別表第2の1有料制区営自転車等駐車場の部に大森複合施設ビル地下自転車駐車場の項を加える改正規定及び別記第12号様式の2を別記第12号様式の3とし、別記第12号様式の次に1様式を加える改正規定 平成23年3月22日
- 2 改正後の第11条の2、別表第3、及び別記第9号様式の2から別記第9号様式の4までの規定に基づく自転車駐車場定期券の申請及びその交付に係る手続は、平成23年4月1日前においてもこれを行うことができる。
  - 3 改正前の大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成23年8月1日規則第72号）

- 1 この規則は、平成23年9月20日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部蒲田駅西口環八下自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成23年11月17日規則第91号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部多摩川駅前自転車駐車場の項の改正規定（「55番・53番先」を「53番・55番・56番先」に改める部分に限る。）及び次項の規定 公布の日
  - (2) 別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部に京急蒲田東口駅前広場臨時自転車駐車場の項を加える改正規定、別表第1の3自動二輪車の駐車のために利用させる有料制区営自転車等駐車場の部に京急蒲田東口駅前広場臨時自転車駐車場の項を加える改正規定及び別表第2の1有料制区営自転車等駐車場の部に京急蒲田東口駅前広場臨時自転車駐車場の項を加える改正規定 平成23年11月21日
  - (3) 別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部京急蒲田駅西口自転車駐車場の項の改正規定及び別表第1の3自動二輪車の駐車のために利用させる有料制区営自転車等駐車場の部京急蒲田駅西口自転車駐車場の項を削る改正規定 平成23年12月1日
  - (4) 別記第5号様式の改正規定 平成23年12月5日
- 2 改正後の別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部多摩川駅前自転車駐車場、石川台駅線路脇自転車駐車場及び京急蒲田東口駅前広場臨時自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続並びに別表第1の2登録制区営自転車等駐車場の部多摩川台公園下自転車駐車場及び京急蒲田呑川緑道自転車駐車場の定期利用の申請、承認、登録手数料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成24年1月31日規則第1号）

この規則は、平成24年4月10日から施行する。ただし、別表第1備考第3号の改正規定（「及び蒲田五丁目45番自転車駐車場」を「、蒲田五丁目45番自転車駐車場及び京急蒲田駅西口自転車駐車場」に改める部分に限る。）は、平成24年2月1日から施行する。

付 則（平成24年6月29日規則第86号）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第3 蒲田駅西口環八下自転車駐車場の自転車駐車場定期券の申請及びその交付に係る手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成25年3月19日規則第17号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第19条及び第20条の改正規定は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条及び第20条の規定は、平成25年10月1日以後に施設の新築又は増築の工事に着手するものについて適用し、同日前に施設の新築又は増築の工事に着手したものについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成25年11月25日規則第127号）

- 1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第3 蒲田駅東口環八横自転車駐車場の自転車駐車場定期券の申請及びその交付に係る手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成26年7月22日規則第68号）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1 有料制区営自転車等駐車場の部京急蒲田駅東口自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成26年10月20日規則第96号）

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1 有料制区営自転車等駐車場の部産業プラザ横自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成27年1月16日規則第2号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1 有料制区営自転車等駐車場の部久が原駅前第二自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成28年4月28日規則第135号）

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1 有料制区営自転車等駐車場の部大森町駅自転車駐車場、京急蒲田駅本線高架下自転車駐車場及び京急蒲田駅空港線高架下自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成28年6月1日規則第143号）

- 1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1 有料制区営自転車等駐車場の部糎谷駅自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成28年11月25日規則第166号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定（雑色駅前自転車駐車場の項を削る部分に限る。）は、同年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1 有料制区営自転車等駐車場の部蓮沼自転車駐車場及び糎谷駅前地下自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続、別表第1の2 登録制区営自転車等駐車場の部石川台駅一の橋自転車駐車場の定期利用の申請、承認、登録手数料の納付等の手続並びに別表第1の3 自動二輪車の駐車のために利用させる有料制区営自転車等駐車場の部蓮沼自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成29年3月10日規則第14号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2 登録制区営自転車等駐車場の部

洗足池駅前自転車駐車場の項の改正規定（「1番先」の次に「・27番先」を加える部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

- 改正後の別表第1の2登録制区営自転車等駐車場の部洗足池駅前自転車駐車場の定期利用の申請、承認、登録手数料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成29年5月9日規則第65号）

- この規則は、平成29年6月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部梅屋敷駅前自転車駐車場及び雑色駅高架下自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成29年12月15日規則第90号）

この規則は、平成29年12月21日から施行する。ただし、第19条の改正規定及び別表第1備考の改正規定（久が原駅前第二自転車駐車場及び蓮沼自転車駐車場に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年12月10日規則第107号）

この規則は、平成31年3月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定（蒲田駅西口環八下自転車駐車場に係る部分に限る。）並びに別表第3の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日規則第32号）

この規則は、平成31年5月10日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（多摩川駅前自転車駐車場に係る部分に限る。）及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年10月8日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年1月31日規則第3号）

- この規則は、令和2年3月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（下丸子駅前自転車駐車場に係る部分に限る。）は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部下丸子駅前自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（令和2年3月17日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年4月9日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年5月21日規則第80号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

付 則（令和2年10月21日規則第119号）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 別表第1の改正規定（西馬込駅前第二自転車駐車場の一時利用に係る部分に限る。）並びに別表第2及び別表第3の改正規定 令和2年11月1日
  - 別表第1の改正規定（西馬込駅前第二自転車駐車場の定期利用に係る部分に限る。） 令和3年4月1日
- 改正後の別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部西馬込駅前第二自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（令和3年1月14日規則第9号）

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

付 則（令和3年1月28日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月12日規則第49号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年6月17日規則第163号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年9月13日規則第178号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第3号様式の2甲及び別記第3号様式の2乙の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

付 則（令和3年12月10日規則第195号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年3月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条、第10条の2、第11条、第12条、第14条、第15条、第18条関係）

1 有料制区営自転車等駐車場

名称	位置	区分	自転車使用料	原動機付自転車使用料	自由使用とする日
大森駅東口自転車駐車場	大田区大森北一丁目1番・12番先	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	地下1階1月につき 2,000円		
			1階1月につき 2,000円		
			2階1月につき 1,800円		
			3階1月につき 1,000円		
上記以外1月につき 1,400円					
大森駅西口自転車駐車場	大田区山王二丁目8番	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	1月につき 1,200円		
大森駅入新井自転車駐車場	大田区大森北一丁目39番 大田区大森北四丁目27番	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	1階1月につき 1,700円	1月につき 3,000円	
			2階1月につき 1,200円		
上記以外1月につき 1,400円					
大森駅入新井公園自転車駐車場	大田区大森北一丁目20番	定期利用	1月につき 1,400円		
大森複合施設ビル地下自転車駐車場	大田区大森北一丁目10番14号	一時利用	利用開始から3時間は無料。3時間を超える場合は、その時点から9時間は100円。以降、12時間につき100円。		
大森駅西口臨時自転車駐車場	大田区山王二丁目3番	一時利用	12時間につき 100円		
平和島駅前国道下自転車駐車場	大田区大森北六丁目29番先	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	上段1月につき 1,500円	1月につき 3,000円	
上記以外1月につき 1,900円					
大森町駅自転車駐車場	大田区大森西三丁目21番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		

		定期利用	1階1月につき 2,000円		
			2階1月につき 1,800円		
梅屋敷駅 自転車駐 車場	大田区大森 西六丁目15 番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間 を超える場合は、その時点から10時 間は100円。以降、12時間につき100 円。		
		定期利用	1階1月につき 2,000円		
			2階1月につき 1,800円		
馬込駅前 自転車駐 車場	大田区東馬 込一丁目32 番先	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	1階1月につき 2,000円	1月につき 3,000円	
			2階1月につき 1,600円		
	3階1月につき 800円				
西馬込駅 前自転車 駐車場	大田区西馬 込二丁目20 番	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	地下1階下段1月につき 1,800円		
			上記以外1月につき 1,500円		
池上駅前 自転車駐 車場	大田区池上 六丁目8番	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	1階1月につき 1,600円	1月につき 3,000円	
			2階1月につき 1,300円		
	3階1月につき 600円				
大森海岸 駅前臨時 自転車駐 車場	大田区大森 北二丁目18 番先	一時利用	12時間につき 100円		
昭和島駅 前自転車 駐車場	大田区昭和 島二丁目2 番先	一時利用	24時間につき 100円		
馬込坂下 自転車駐 車場	大田区西馬 込一丁目19 番先	一時利用	24時間につき 100円		
流通セン ター駅前 自転車駐 車場	大田区平和 島六丁目2 番先	一時利用	24時間につき 100円	1日につき 200円	
西馬込駅 前第二自 転車駐車 場	大田区西馬 込二丁目18 番	一時利用	24時間につき 100円		
		定期利用	1月につき 1,400円		
多摩川駅 前自転車 駐車場	大田区田園 調布一丁目 53番・55 番・56番先	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	下段1月につき 2,000円	1月につき 3,000円	
			53番先北側については、1月につき 1,000円		
	上記以外1月につき 1,700円				
田園調布 駅南自転 車駐車場	大田区田園 調布二丁目 62番	一時利用	24時間につき 100円 ただし、自動発券機等の機械により 利用承認を受けることができない場	1日につき 200円	

			合は1日につき 100円		
		定期利用	1月につき 1,700円	1月につき 3,000円	
長原駅前 自転車駐 車場	大田区上池 台一丁目18 番	一時利用	24時間につき 100円 ただし、自動発券機等の機械により 利用承認を受けることができない場 合は1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	1月につき 1,300円	1月につき 3,000円	
大岡山駅 前地下自 転車駐車 場	大田区北千 束三丁目27 番先	一時利用	24時間につき 100円 ただし、自動発券機等の機械により 利用承認を受けることができない場 合は1日につき 100円		
		定期利用	1月につき 2,000円	1月につき 3,000円	
石川台駅 前自転車 駐車場	大田区東雪 谷二丁目24 番	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	1月につき 2,000円		
石川台駅 線路脇自 転車駐車 場	大田区東雪 谷二丁目4 番・6番先	定期利用	1月につき 1,700円	1月につき 3,000円	
御嶽山駅 前第一自 転車駐車 場	大田区北嶺 町11番	一時利用	12時間につき 100円		
御嶽山駅 前第二自 転車駐車 場	大田区北嶺 町37番	一時利用	12時間につき 100円		
久が原駅 前自転車 駐車場	大田区南久 が原二丁目 7番	一時利用	12時間につき 100円		
久が原駅 前第二自 転車駐車 場	大田区東嶺 町34番	定期利用	1月につき 1,700円		
久が原駅 前第三自 転車駐車 場	大田区南久 が原二丁目 1番18号	一時利用	利用開始から1時間は無料。1時間 を超える場合は、その時点から12時 間につき 100円		
洗足池公 園前自転 車駐車場	大田区南千 束二丁目33 番先	一時利用	12時間につき 100円		
蒲田駅西 口自転車 駐車場	大田区西蒲 田八丁目1 番先	一時利用	1日につき200円。ただし、4時間 以内の場合は150円を返還する。		
		定期利用	1階1月につき 2,000円		
			3階1月につき 1,000円		日曜日、 休日、1 月2日及

					び1月3日
蒲田駅東口自転車駐車場	大田区蒲田五丁目12番先	一時利用	1日につき200円。ただし、4時間以内の場合は150円を返還する。		
		定期利用	1階1月につき 2,000円		
			3階1月につき 1,000円		日曜日、休日、1月2日及び1月3日
蒲田交差東口自転車駐車場	大田区蒲田五丁目3番先	定期利用	1月につき 1,200円		日曜日、休日、1月2日及び1月3日
日本工学院地下自転車駐車場	大田区西蒲田五丁目24番	一時利用	24時間につき 100円		
		定期利用	地下1階1月につき 1,200円		
			地下2階下段1月につき 1,000円 地下2階上段1月につき 600円		
下丸子駅前自転車駐車場	大田区下丸子三丁目1番先	一時利用	24時間につき 100円 ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受けることができない場合は1日につき 100円		
		定期利用	1月につき 1,700円	1月につき 3,000円	
京急蒲田駅本線高架下自転車駐車場	大田区蒲田四丁目48番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		
		定期利用	1月につき 2,000円		
京急蒲田駅空港線高架下自転車駐車場	大田区南蒲田一丁目20番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		
		定期利用	1月につき 2,000円		
産業プラザ横自転車駐車場	大田区南蒲田一丁目20番	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から22時間は100円。以降、24時間につき100円。		
		定期利用	1月につき 1,200円		
アロマ地下自転車駐車場	大田区蒲田五丁目37番	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	下段1月につき 1,700円	1月につき 3,000円	
上段1月につき 1,200円					
蒲田駅東口環八横自転車駐車場	大田区蒲田五丁目47番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から22時間は100円。以降、24時間につき100円		

		定期利用	1階1月につき 1,800円		
			2階1月につき 1,200円		
			3階1月につき 600円		
蒲田駅消費者生活センター横自転車駐車場	大田区蒲田五丁目13番	一時利用	1日につき 100円		日曜日、休日、1月2日及び1月3日
		定期利用	2階1月につき 1,200円 3階1月につき 700円		日曜日、休日、1月2日及び1月3日
蒲田駅東口陸橋下自転車駐車場	大田区蒲田五丁目13番先	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	下段1月につき 1,200円 上段1月につき 700円	1月につき 3,000円	
区役所本庁舎前自転車駐車場	大田区蒲田五丁目40番	一時利用	24時間につき 100円		
蒲田五丁目45番自転車駐車場	大田区蒲田五丁目45番	定期利用	1月につき 1,600円		
蒲田駅西口御園自転車駐車場	大田区西蒲田七丁目70番先	一時利用	利用開始から3時間は無料。3時間を超える場合は、その時点から9時間は100円。以降、12時間につき100円。		
		定期利用	1月につき 1,200円		
蒲田駅西蒲田公園自転車駐車場	大田区西蒲田八丁目6番	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	下段1月につき 1,200円 上段1月につき 500円	1月につき 3,000円	
蒲田駅西口環八下自転車駐車場	大田区新蒲田一丁目1番	一時利用	24時間につき 100円	1日につき 200円	
蒲田駅西口呑川横自転車駐車場	大田区西蒲田五丁目13番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		
暫定西蒲田自転車駐車場	大田区西蒲田八丁目23番	一時利用	24時間につき 100円		
蓮沼自転車駐車場	大田区西蒲田七丁目38	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から22時間は100円。以降、24時間につき100	1日につき 200円	

	番先		円。		
		定期利用	1月につき 1,400円	1月につき 3,000円	
矢口渡駅前自転車駐車場	大田区多摩川一丁目19番・20番先	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	下段1月につき 1,500円 上段1月につき 900円		
雑色駅西口自転車駐車場	大田区仲六郷二丁目29番	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円	1日につき 200円	
		定期利用	1月につき 1,600円	1月につき 3,000円	
雑色駅高架下自転車駐車場	大田区仲六郷二丁目40番先大田区仲六郷三丁目7番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		
		定期利用	仲六郷二丁目40番先	1階1月につき 2,000円 2階1月につき 1,800円	
			仲六郷三丁目7番先	1階1月につき 1,700円 2階1月につき 1,500円	
穴守稲荷駅前自転車駐車場	大田区羽田四丁目11番	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	下段1月につき 2,000円 上段1月につき 1,200円		
天空橋駅前自転車駐車場	大田区羽田空港一丁目1番	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	1月につき 1,400円	1月につき 3,000円	
糞谷駅自転車駐車場	大田区西糞谷四丁目12番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		
		定期利用	1階1月につき 2,000円 2階1月につき 1,800円		
糞谷駅前地下自転車駐車場	大田区西糞谷四丁目29番16号	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		
		定期利用	1月につき 1,800円		

## 2 登録制区営自転車等駐車場

名称	位置	自由使用とする日
大森駅山王小前自転車駐車場	大田区山王一丁目26番先	1月1日から1月3日まで
多摩川台公園下自転車駐車場	大田区田園調布一丁目56番	1月1日から1月3日まで
長原駅交番横自転車駐車場	大田区上池台一丁目7番先	日曜日、休日、1月2日及び1月3日

洗足池駅前自転車駐車場	大田区東雪谷一丁目1番先・27番先、南千束二丁目1番先	1月1日から1月3日まで
石川台駅一の橋自転車駐車場	大田区東雪谷二丁目11番先	1月1日から1月3日まで
雪が谷大塚駅前自転車駐車場	大田区南雪谷二丁目17番先、雪谷大塚町8番・9番先	日曜日、休日、1月2日及び1月3日
鶴の木駅前自転車駐車場	大田区鶴の木二丁目4番	1月1日から1月3日まで
鶴の木駅前交番横自転車駐車場	大田区鶴の木一丁目16番	1月1日から1月3日まで
沼部駅前自転車駐車場	大田区田園調布本町28番	1月1日から1月3日まで
北千束駅前自転車駐車場	大田区北千束二丁目15番先	1月1日から1月3日まで
蒲田呑川右岸自転車駐車場	大田区蒲田五丁目3番・4番・5番・6番先	日曜日、休日、1月2日及び1月3日
蒲田あやめ橋自転車駐車場	大田区蒲田五丁目27番先	日曜日、休日、1月2日及び1月3日
京急蒲田呑川緑道自転車駐車場	大田区蒲田四丁目2番・3番・9番先	1月1日から1月3日まで

### 3 自動二輪車の駐車のために利用させる有料制区営自転車等駐車場

名称	区分	使用料
流通センター駅前自転車駐車場	一時利用	1日につき300円
蓮沼自転車駐車場	一時利用	1日につき300円
	定期利用	1月につき6,000円
雑色駅西口自転車駐車場	一時利用	1日につき300円
天空橋駅前自転車駐車場	一時利用	1日につき300円
	定期利用	1月につき4,000円

#### 備考

- (1) 有料制区営自転車等駐車場の使用料で月の中途から新たに定期利用を開始する場合の当該月分の額は、この表による額を基に条例別表第2備考第4号の定めるところにより算定した額とする。
- (2) 自由使用とする日の欄における「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。
- (3) 有料制区営自転車等駐車場のうち大森複合施設ビル地下自転車駐車場、大森駅西口臨時自転車駐車場、大森町駅自転車駐車場、梅屋敷駅自転車駐車場、大森海岸駅前臨時自転車駐車場、昭和島駅前自転車駐車場、馬込坂下自転車駐車場、流通センター駅前自転車駐車場、西馬込駅前第二自転車駐車場、長原駅前自転車駐車場、田園調布駅南自転車駐車場、大岡山駅前地下自転車駐車場、御嶽山駅前第一自転車駐車場、御嶽山駅前第二自転車駐車場、久が原駅前自転車駐車場、久が原駅前第三自転車駐車場、洗足池公園前自転車駐車場、日本工学院地下自転車駐車場、下丸子駅前自転車駐車場、区役所本庁舎前自転車駐車場、京急蒲田駅本線高架下自転車駐車場、京急蒲田駅空港線高架下自転車駐車場、産業プラザ横自転車駐車場、蒲田駅東口環八横自転車駐車場、蒲田駅西口御園自転車駐車場、蒲田駅西口環八下自転車駐車場、蒲田駅西口呑川横自転車駐車場、暫定西蒲田自転車駐車場、蓮沼自転車駐車場、雑色駅西口自転車駐車場、雑色駅高架下自転車駐車場、糎谷駅自転車駐車場及び糎谷駅前地下自転車駐車場の自転車使用料（一時利用に限る。）は、条例第15条ただし書の規定に基づき後納とする。
- (4) 有料制区営自転車等駐車場のうち下丸子駅前自転車駐車場の自転車使用料（一時利用に限る。）は、大田区民プラザの利用をする者が当該利用のために利用する場合において、あらかじめその旨を申し出たときは、条例第16条の規定に基づき免除する。
- (5) 有料制区営自転車等駐車場のうち蓮沼自転車駐車場及び雑色駅西口自転車駐車場の原動機付自転車使用料（一時利用に限る。）は、条例第15条ただし書の規定に基づき後納とする。
- (6) 有料制区営自転車等駐車場のうち蓮沼自転車駐車場及び雑色駅西口自転車駐車場の自動二輪車

使用料（一時利用に限る。）は、条例第21条第2項において準用する条例第15条ただし書の規定に基づき後納とする。

別表第2（第9条関係）

1 有料制区営自転車等駐車場

名称	優先承認を与える距離
大森駅東口自転車駐車場	JR大森駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
大森駅西口自転車駐車場	JR大森駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
大森駅入新井自転車駐車場	JR大森駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
大森駅入新井公園自転車駐車場	JR大森駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
大森複合施設ビル地下自転車駐車場	優先承認なし
大森駅西口臨時自転車駐車場	優先承認なし
平和島駅前国道下自転車駐車場	京急平和島駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
大森町駅自転車駐車場	京急大森町駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
梅屋敷駅自転車駐車場	京急梅屋敷駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
馬込駅前自転車駐車場	地下鉄馬込駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
西馬込駅前自転車駐車場	地下鉄西馬込駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
池上駅前自転車駐車場	東急池上駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
大森海岸駅前臨時自転車駐車場	優先承認なし
昭和島駅前自転車駐車場	優先承認なし
馬込坂下自転車駐車場	優先承認なし
流通センター駅前自転車駐車場	優先承認なし
西馬込駅前第二自転車駐車場	地下鉄西馬込駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
多摩川駅前自転車駐車場	東急多摩川駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
田園調布駅南自転車駐車場	東急田園調布駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
長原駅前自転車駐車場	東急長原駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
大岡山駅前地下自転車駐車場	東急大岡山駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
石川台駅前自転車駐車場	東急石川台駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
石川台駅線路脇自転車駐車場	東急石川台駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
御嶽山駅前第一自転車駐車場	優先承認なし
御嶽山駅前第二自転車駐車場	優先承認なし
久が原駅前自転車駐車場	優先承認なし
久が原駅前第二自転車駐車場	東急久が原駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
久が原駅前第三自転車駐車場	優先承認なし
洗足池公園前自転車駐車場	優先承認なし
蒲田駅西口自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅東口自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田交差東口自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
日本工学院地下自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
下丸子駅前自転車駐車場	東急下丸子駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
京急蒲田駅本線高架下自転車駐車場	京急蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上

京急蒲田駅空港線高架下自転車駐車場	京急蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
産業プラザ横自転車駐車場	京急蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
アロマ地下自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅東口環八横自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅消費者生活センター横自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅東口陸橋下自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
区役所本庁舎前自転車駐車場	優先承認なし
蒲田五丁目45番自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅西口御園自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅西蒲田公園自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅西口環八下自転車駐車場	優先承認なし
蒲田駅西口呑川横自転車駐車場	優先承認なし
暫定西蒲田自転車駐車場	優先承認なし
蓮沼自転車駐車場	東急蓮沼駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
矢口渡駅前自転車駐車場	東急矢口渡駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
雑色駅西口自転車駐車場	京急雑色駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
雑色駅高架下自転車駐車場	京急雑色駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
穴守稲荷駅前自転車駐車場	京急穴守稲荷駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
天空橋駅前自転車駐車場	京急天空橋駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
糀谷駅自転車駐車場	京急糀谷駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
糀谷駅前地下自転車駐車場	京急糀谷駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上

## 2 登録制区営自転車等駐車場

名称	優先承認を与える距離
大森駅山王小前自転車駐車場	JR大森駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
多摩川台公園下自転車駐車場	東急多摩川駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
長原駅交番横自転車駐車場	東急長原駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
洗足池駅前自転車駐車場	東急洗足池駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
石川台駅一の橋自転車駐車場	東急石川台駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
雪が谷大塚駅前自転車駐車場	東急雪が谷大塚駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
鶴の木駅前自転車駐車場	東急鶴の木駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
鶴の木駅前交番横自転車駐車場	東急鶴の木駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
沼部駅前自転車駐車場	東急沼部駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
北千束駅前自転車駐車場	東急北千束駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
蒲田呑川右岸自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田あやめ橋自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
京急蒲田呑川緑道自転車駐車場	京急蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上

### 別表第3（第11条の2関係）

自転車駐車場定期券を使用する自転車等駐車場
大森町駅自転車駐車場

梅屋敷駅自転車駐車場
西馬込駅前第二自転車駐車場
日本工学院地下自転車駐車場
京急蒲田駅本線高架下自転車駐車場
京急蒲田駅空港線高架下自転車駐車場
産業プラザ横自転車駐車場
蒲田駅東口環八横自転車駐車場
蒲田五丁目45番自転車駐車場
蓮沼自転車駐車場
雑色駅西口自転車駐車場
雑色駅高架下自転車駐車場
糀谷駅自転車駐車場
糀谷駅前地下自転車駐車場

別表第4（第24条関係）

構造		期間
平地式		5年
立体自走式	地上式	7年
	地下式	10年
立体機械式		10年

※様式省略

## 8. 大田区民営自転車等駐車場育成補助金交付要綱

(昭和 63 年 6 月 25 日土交発第 45 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例（昭和 63 年条例第 12 号。以下「条例」という。）第 35 条の規定に基づき、民営自転車等駐車場育成補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を具備する民営自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の建設事業及び維持管理とする。ただし、維持管理における補助対象期間は、補助金の初交付年度から起算して 5 年間とする。

- (1) 駐車場の位置が鉄道駅からおおむね 300 メートル以内の地域にあること。
  - (2) 駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。
  - (3) 当該駐車場が継続して別表第 1 に定める期間以上運営されること。
  - (4) 自転車等の収容能力がおおむね 30 台以上あること。この場合において、原動機付自転車については、1 台につき自転車 1.5 台分として換算する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる駐車場は、補助事業としない。
- (1) 駐車場の設置又は経営を目的とする財団法人で、国その他公共団体から寄付又は補助金を受ける者が設置又は経営する駐車場
  - (2) 条例第 23 条から第 26 条までの規定の適用を受けて設置される駐車場
  - (3) 遊技場、百貨店、スーパーマーケットその他事業所等の事業者がその利用者及び従業員等のために設置する駐車場
  - (4) 前号に定めるもののほか、区長が補助事業の対象として不相当と認める駐車場
- 3 第 1 項に規定する要件を具備する駐車場であっても、鉄道事業者が設置若しくは経営する駐車場については、維持管理について補助対象事業としない。

(補助金の交付額)

第 3 条 建設事業に対する補助金の交付額は、次のうちいずれか低い額とする。いずれの場合も、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 建設費（複合用途の建物については、駐車場設置部分に限る。）の 2 分の 1 以内の額
  - (2) 別表第 2 に掲げる自転車 1 台当たりの基準単価に収容台数を乗じて得た額の 2 分の 1 以内の額
- 2 維持管理に対する補助金の交付額は、次に掲げるものとし、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (1) 当該駐車場の敷地面積に係る固定資産税及び都市計画税相当額
  - (2) 立体構造で単独かつ専用施設である駐車場の建物に係る固定資産税及び都市計画税相当額
- (補助金の交付対象者)

第 4 条 前条に規定する補助金は、駐車場の設置者（借地権者又は借家人が駐車場を設置した場合における当該土地の所有者を除く。）を交付対象者とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、民営自転車等駐車場育成補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を区長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する交付申請については、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 民営自転車等駐車場育成補助事業計画書（別記第 1 号の 2 様式）
  - (2) 工事見積書の写し
  - (3) 駐車場の位置及び規模がわかる図面
  - (4) 建築確認通知書の写し（建築物設置の場合に限る。）
  - (5) 敷地等に関する権利を有していることを証する書類
  - (6) その他区長が必要と認める書類
- 3 前項に規定する添付書類のうち、建設事業のみの申請については駐車場の位置及び規模がわかる図面

を、維持管理のみの申請については工事見積書の写し及び建築確認通知書の写しの提出を省略するものとする。

- 4 第1項及び第2項に規定する補助金の交付申請は、建設事業については設置後1年以内に、維持管理については開設後に行うものとする。ただし、交付申請前にあらかじめ区長に協議をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定により申請があったときは、当該内容を審査し、補助金の交付の適否を決定して民営自転車等駐車場育成補助金交付・不交付決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

- 3 区長は、前項の規定により補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業の遂行を不当に困難とさせないようにするものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、使用料及び管理方法等について区長と協議しなければならない。

(申請の撤回)

第8条 区長は、第6条第1項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる旨を申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 区長は、補助金の交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 被交付決定者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき(被交付決定者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- (3) 被交付決定者が補助事業に要する経費(補助金によって賄われる部分を除く。)を負担することができないとき(被交付決定者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 2 前項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付するものとする。
  - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
  - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 3 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。
- 4 第1項の規定により措置した場合については、第18条の規定を準用する。

(補助事業の変更)

第10条 被交付決定者が、補助金交付決定後、駐車場建設工場の設計変更等により工事内容を変更し、又は中止しようとするとき若しくは廃止しようとするときは、民営自転車等駐車場育成補助事業変更等申請書(別記第3号様式)を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、前項の申請を承認するときは、民営自転車等駐車場育成補助事業変更等承認通知書(別記第4号様式)により被交付決定者に通知するものとする。

(事故報告等)

第11条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに被交付決定者をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させるものとする。

- 2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに被交付決定者にその処理について適切な指示をするものとする。

(状況報告等)

第 12 条 区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、被交付決定者をして補助事業の遂行の状況に関し報告させるものとする。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があるときは、被交付決定者にその処理について適切な指示をするものとする。

(遂行命令等)

第 13 条 区長は、被交付決定者による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、被交付決定者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 区長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、被交付決定者が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第 18 条第 1 項第 1 号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第 14 条 被交付決定者は、当該民営自転車等駐車を設置したときは、速やかに民営自転車等駐車場育成補助事業実績報告書兼完了届（別記第 5 号様式。以下「実績報告書兼完了届」という。）を区長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書兼完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 民営自転車等駐車場育成補助事業実績報告書（別記第 5 号の 2 様式）

(2) 領収書の写し等工事代金を支払ったことを証する書類

(3) 検査済証の写し（建築物設置の場合に限る。）

(4) 工事完成写真

(5) その他区長が必要と認める書類

(補助金額の決定)

第 15 条 区長は、前条の規定により提出された実績報告書兼完了届に基づき、当該内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、民営自転車等駐車場育成補助金額確定通知書（別記第 6 号様式）により被交付決定者に通知する。

(是正のための措置)

第 16 条 区長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 第 14 条の規定は、前項の命令により被交付決定者が必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第 17 条 第 15 条の規定による通知を受けた者は、民営自転車等駐車場育成補助金交付請求書（別記第 7 号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 被交付決定者は、前項の規定による交付請求を提出する場合、維持管理における補助金については、駐車場の土地又は建物に係る固定資産税及び都市計画税を全額納付していなければならない。ただし、区長が特に認める場合は、この限りではない。

(交付決定の取消し及び返還)

第 18 条 区長は、被交付決定者が次の各号の一に該当したときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則（昭和 63 年規則第 53 号）又はこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(4) 前各号のほか、区長が補助金の交付の目的が失われたと認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合には、補助金の一部又は全部の返還を免除することができる。

4 区長は、第1項の規定により取消しをしたときは、その内容を速やかに被交付決定者に民営自転車等駐車場育成補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により通知しなければならない。

（補助措置の継承）

第19条 相続、譲渡その他の事由により被交付決定者から当該駐車場を引き継ぐ者は、民営自転車等駐車場育成補助措置承継承認届（別記第9号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請を受けたときはその内容を審査し、承認が適当と認める者には、民営自転車等駐車場育成補助措置承継承認決定通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

（報告及び立入検査）

第20条 区長は、この要綱の規定を施行するため必要な限度において、別表第1に定める期間中は、被交付決定者から民営自転車等駐車場運営状況報告書（別記第11号様式）により報告を求め、又は職員をして駐車場に立ち入らせ、検査をさせることができる。

（違約加算金及び延滞金）

第21条 区長は、第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、被交付決定者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 被交付決定者に対し、補助金の返還を命じた場合において、被交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第22条 区長は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次廻りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、被交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第23条 区長は、第21条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第24条 区長は、被交付決定者に対し補助金の返還を命じ、被交付決定者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（財産の処分の制限）

第25条 被交付決定者は、別表第1に定める期間未満で次に掲げる行為をしようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

- (1) 当該駐車場を貸与し、交換し、譲渡し、又は担保に供すること。
- (2) 当該駐車場の供用を中止すること。
- (3) 当該駐車場の収容台数を減少すること。
- (4) 当該駐車場の使用料を変更すること。

（委任）

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこの補助金事業を所掌する部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 25 日 24 都都発第 12785 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 8 月 25 日 27 都都発第 11645 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（令和元年 11 月 28 日 31 都都発第 11300 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表第 1

構造		期間（年）
平地式		5
立体自走式	地上式	7
	地下式	10
立体機械式		10

別表第 2

構造		基準単価（円）
平地式		50,000
立体自走式	地上式	150,000
	地下式	300,000
立体機械式		250,000

※様式省略

## 9. 大田区自転車活用推進委員会設置要綱

(平成 31 年 3 月 20 日 30 都発第 11936 号)

(設置)

第 1 条 平成 29 年 5 月 1 日に施行された自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号。以下「法」という。）の目的を踏まえ、法第 4 条第 1 項に基づく区内全域における自転車活用の推進に関する施策の策定及び実施並びに法第 11 条第 1 項に基づく大田区版の自転車活用推進計画策定に向けて総合的に検討を行うため、大田区自転車活用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 区内における自転車活用の現状及び課題の整理
- (2) 区の実情に応じた自転車活用の推進に関する方針、目標及び施策の検討
- (3) 大田区版の自転車活用推進計画策定に向けた調査研究
- (4) 区内における自転車活用の推進に関する事業の進行管理
- (5) 区内における自転車活用の推進に関する各関係機関の相互連携
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自転車活用の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる団体等のうちから、区長が委嘱し、又は任命する 30 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 自治会・町会
- (4) 商店街連合会
- (5) 観光振興団体
- (6) スポーツ振興団体
- (7) 自転車関連事業者
- (8) 区内企業・事業所
- (9) 交通管理者
- (10) 区議会議員
- (11) 区職員
- (12) その他区長が必要と認める者

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長は、副委員長を指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合は、その職務を代理する。

(委員会)

第 5 条 委員会は、委員長又は第 11 条に規定する事務局が必要と判断した場合に随時開催する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由により、委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため委員会に出席することができない委員は、委員長の了解を得て、同一の団体等に所属する者に出席を委任することができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、意見又は説明を聴くため委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

6 第3項の規定は、第2条ただし書による会議に準用する。この場合において、第3項中「出席委員」とあるのは、「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年以内とし、その期間は選任の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に規定する任期の途中で委員が欠ける場合は、区長は、その委員の残任期間について委員の補充をすることができる。

(部会)

第7条 委員会は、委員会の指定する事項について調査研究するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、委員長が別に指名する者により構成する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、委員長が指名する。

4 部会は、委員会から付託された事項について検討を行い、その結果を委員会に報告する。

5 部会の運営に関して必要な事項は、都市基盤整備部長が別に定める。

(会議録の公開)

第8条 委員会は、議事録を公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

2 前項の規定に基づき議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

(報償費)

第9条 委員会及び部会に出席した委員に支払う報償費は、次のとおりとする。ただし、第3条第10号及び第11号に規定する委員並びに区職員としての身分を有する委員を除く。

(1) 委員長 日額 22,000 円

(2) 委員(学識経験者) 日額 20,000 円

(3) 委員(学識経験者以外) 日額 15,000 円

(庁内検討会)

第10条 区長は、委員会で出された意見等について、必要に応じて庁内において検討を行うため、自転車活用推進庁内検討会(以下「庁内検討会」という。)を設置する。

2 庁内検討会の委員は、区職員とする。

3 庁内検討会の運営に関して必要な事項は、都市基盤整備部長が別に定める。

(事務局)

第11条 委員会、部会及び庁内検討会に関する事務を処理するため、都市基盤整備部都市基盤管理課に事務局を置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、都市基盤整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(令和3年4月9日3都都発第10070号都市基盤整備部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

## 10. 大田区自転車等駐車対策協議会 委員名簿

区分	氏名	役職等	委員任期		
			R1	R2	R3
学識経験者	◎屋井 鉄雄	東京工業大学 副学長・教授	●	●	●
	○福田 大輔	東京大学大学院 工学系研究科社会基盤学専攻 教授	●	●	●
鉄道事業者	沖田 浩嗣	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 副課長	●	●	●
	後藤 修平	東急電鉄株式会社 運輸計画部 地域連携・マーケティング課長	●	●	
	梶谷 俊夫	東急電鉄株式会社 鉄道事業本部 運輸計画部 沿線マーケティング課長			●
	渡辺 正行	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部 事業統括課長	●	●	●
	佐藤 圭	東京モノレール株式会社 総務部 総務課長	●	●	●
	渡貫 貴浩	東京都 交通局 総務部 企画調整課長	●		
	大谷 賢治	(同上)		●	●
関係行政 機関の職員 (道路管理者)	五味 康真	国土交通省 東京国道事務所 交通対策課長	●	●	
	大野 貴史	(同上)			●
	高橋 伸子	東京都 第二建設事務所 管理課長	●		
	鈴木 義治	(同上)		●	●
関係行政 機関の職員 (交通管理者)	原 泰朝	警視庁 大森警察署 交通課長	●	●	●
	門向 守夫	警視庁 田園調布警察署 交通課長	●	●	
	小林 肇	(同上)			●
	岩坪 浩美	警視庁 蒲田警察署 交通課長	●	●	
	佐藤 英樹	(同上)			●
	木村 敏行	警視庁 池上警察署 交通課長	●		
	久保田 哲史	(同上)		●	●
関係行政 機関の職員 (教育関係者)	雨笠 常宣	大田区立小学校長会 副会長 (大田区立馬込第二小学校長)	●	●	
	松橋 尚子	大田区立小学校長会 副会長 (大田区立小池小学校長)			●
区民 (関係団体)	○樋口 幸雄	大田区自治会連合会 理事	●	●	●
	相川 英昭	大田区商店街連合会 副会長	●	●	●
	沼本 光史	大田区シニアクラブ連合会 会長	●	●	●
	田中 彰一	蒲田東口地区まちづくり協議会 会長	●	●	●
	宮澤 勇	特定非営利活動法人 大身連 理事長	●	●	●
	大塚 政利	東京都自転車商協同組合 相談役員	●	●	●
区民 (公募)	喜多河 康二	区民	●	●	●
	菅 明男	(同上)	●	●	●
区議会議員	犬伏 秀一	交通臨海部活性化特別委員会 委員長	●		
	松原 元	(同上)		●	
	三沢 清太郎	(同上)			●
	高瀬 三徳	交通臨海部活性化特別委員会 副委員長	●		
	松原 秀典	(同上)		●	
	大森 昭彦	(同上)			●

◎会長 ○副会長

(敬称略、順不同)

## 11. 大田区自転車活用推進委員会 委員名簿

氏名	役職等	委員任期		
		R1	R2	R3
◎屋井 鉄雄	東京工業大学 副学長・教授	●	●	●
○福田 大輔	東京大学大学院 工学系研究科社会基盤学専攻 教授	●	●	●
○樋口 幸雄	大田区自治会連合会 理事	●	●	●
荻山 一成	東京都自転車商協同組合	●	●	●
北方 真起	自転車安全利用コンサルタント（自転車活用推進研究会 理事）	●	●	●
室谷 恵美	LIFE CREATION SPACE OVE マネージャー	●	●	●
柏原 順史	公益財団法人 大田区スポーツ協会 事務局長	●	●	●
小島 直人	一般社団法人 大森フットボールクラブ 代表	●	●	●
鈴木 啓介	一般社団法人 大田観光協会 事務局長	●	●	
吉川 紀代司	（同上）			●
河野 玄	大田区商店街連合会 事務局長	●	●	●
鈴木 麻子	キヤノン株式会社 ファシリティ管理本部 ファシリティ統括センター ファシリティ管理部 ファシリティ管理第二課 課長代理	●	●	
矢田 雄一	キヤノン株式会社 人事本部 ジェネラルサポートセンター所長			●
落合 亮一	東邦大学医学部 名誉教授	●	●	●
佐々木 健二	警視庁第二方面本部 管理官（交通・地域担当）	●	●	
前田 耕治	（同上）			●
海老澤 圭介	区議会議員	●	●	
松本 洋之	（同上）	●	●	
大森 昭彦	（同上）			●
大橋 武司	（同上）			●
久保 輝幸	都市基盤整備部長	●	●	●
鈴木 隆広	企画経営部 企画調整担当課長	●	●	
高野 正樹	企画経営部 企画課長／企画調整担当課長			●
山本 智彬	企画経営部 企画調整担当課長			●
吉川 紀代司	観光・国際都市部 観光課長	●		
白根 睦正	（同上）		●	●
堀 恵子	観光・国際都市部 スポーツ推進課長	●	●	
喜多 慶造	（同上）			●
千葉 茂樹	（同上）			●
佐々木 信久	健康政策部 健康医療政策課長	●	●	●
谷田川 泰	都市基盤整備部 都市基盤計画調整担当課長	●		
五ノ井 巖暢	（同上）		●	●
柞木 尚	都市基盤整備部 地域基盤整備第一課長	●		
谷田川 泰	（同上）		●	●
中山 岳人	都市基盤整備部 地域基盤整備第二課長	●	●	
大見 真吾	（同上）			●
楠 正治	都市基盤整備部 地域基盤整備第三課長			●

◎委員長 ○副委員長

（敬称略、順不同）

## 12. 計画策定の経過

会議名、開催日等	報告事項、議事内容等
令和元年度 第1回 大田区自転車活用推進委員会 令和元年6月6日(木)	【議事】 (1) 自転車活用推進の検討に向けて (2) 計画策定に向けた調査(アンケートの実施) (3) 今後の予定について
令和元年度 第2回 大田区自転車活用推進委員会 令和元年8月2日(金)	【報告】 (1) 第1回委員会のまとめと第2回委員会の協議事項について (2) 大田区自転車等利用総合基本計画の取組みについて 【議事】 (1) 計画策定段階からのプロセスについて (2) 活用の基本方針と具体的な取組みの検討について(参考) (3) 自転車に関する調査の再設定について
自転車に関するアンケート調査 令和元年8月～9月	【調査対象】 満15歳以上の区民 【調査方法】 郵送による配布・回収 【配布数】 3,000人 【回収数】 824人 【回収率】 27.5%(小数点第二位を四捨五入)
令和元年度 第3回 大田区自転車活用推進委員会 令和元年10月23日(水)	【報告】 (1) 第2回委員会のまとめについて (2) 本日の報告・議事及び計画の進め方について (3) 自転車に関するアンケート調査の報告について 【議事】 (1) 区民参加型の先行施策について(案) (2) 活用における施策の体系の検討について
令和元年度 第1回 大田区自転車等駐車対策協議会 令和元年11月14日(木)	【報告】 (1) 平成30年度第2回自転車等駐車対策協議会における主な意見 (2) 自転車等利用総合計画基本計画の改定に向けて (3) 現行計画の取組み進捗状況 (4) 現行計画の取組み成果について 【議事】 (1) 自転車に関するアンケート調査に基づく区民意識からの課題 (2) 問題点の整理について (3) 次期計画の体系について
令和元年度 第4回 大田区自転車活用推進委員会 令和2年1月17日(金)	【報告】 (1) 第3回委員会のまとめ 【議事】 (1) 先行施策の現状と今後に向けて (2) 活用推進の施策検討について (3) 自転車活用推進戦略(仮)の位置づけと骨子(案)について

会議名、開催日等	報告事項、議事内容等
令和元年度 第2回 大田区自転車等駐車対策協議会 令和2年2月3日（月）	<b>【報告】</b> (1) 令和元年度第1回のまとめ <b>【議事】</b> (1) 「とめる」施策に関する事 (2) 「はしる」施策に関する事 (3) 「まもる」施策に関する事 (4) 次期計画骨子（案）に関する事
令和2年度 第1回 大田区自転車活用推進委員会 令和2年6月17日（水）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止（資料送付のみ）
令和2年度 第2回 大田区自転車活用推進委員会 令和2年12月14日（月）	<b>【報告】</b> (1) 新たな計画策定スケジュール（案）について (2) 第1回委員会までの振り返り (3) 新型コロナウイルスの影響による自転車利用の変化（速報） <b>【議事】</b> (1) 計画の具体化に向けたアクションプラン（仮）の内容 (2) 先行施策の進捗状況の報告
令和2年度 第1回 大田区自転車等駐車対策協議会 （書面開催） 令和2年2月2日（火） ～2月19日（金）	<b>【報告】</b> (1) 令和元年度第2回自転車等駐車対策協議会の主な意見 (2) 次期総合計画の位置づけと自転車活用推進委員会の報告 (3) 新型コロナウイルスの影響による自転車利用の変化（速報） <b>【議事】</b> (1) 計画期間見直しと次期総合計画策定スケジュール（案） (2) 「とめる」施策に関する事 (3) 「はしる」施策に関する事 (4) 「まもる」施策に関する事 (5) 次期計画の進捗評価に関する考え方に関する事
令和3年度 第1回 大田区自転車活用推進委員会 （WEB会議システムによるハイブリッド形式） 令和3年6月24日（木）	<b>【報告】</b> (1) 計画策定スケジュールについて (2) 前回までの自転車活用推進委員会の振り返り <b>【議事】</b> (1) 先行施策の実施状況について (2) 計画の評価指標について
令和3年度 第1回 大田区自転車等駐車対策協議会 （WEB開催） 令和3年10月20日（水）	<b>【報告】</b> (1) 次期自転車等総合計画策定スケジュールについて (2) 前回の振り返り・自転車活用推進委員会の報告 <b>【議事】</b> (1) 次期自転車等総合計画に関する事 (2) 前期アクションプランの各施策に関する事
区民意見公募手続 （パブリックコメント） 令和3年12月6日（月） ～12月21日（火）	<b>【提出者数】</b> 9名（持参1名、電子申請8名） <b>【提出意見数】</b> 35件（全体5件、とめる5件、はしる9件、まもる11件、たのしむ5件）

会議名、開催日等	報告事項、議事内容等
区民説明会 ①令和3年12月10日（金） ②令和3年12月12日（日）	<b>【参加者】</b> ①令和3年12月10日（金）：2名 ②令和3年12月12日（日）：1名
令和3年度 第2回 大田区自転車活用推進委員会 （WEB 会議システムによるハイブリッド形式） 令和4年1月20日（木）	<b>【報告】</b> （1）計画策定スケジュール・前回の振り返り （2）先行施策の実施について （3）パブリックコメント・区民説明会の実施について <b>【議事】</b> （1）自転車等総合計画について （2）前期アクションプランについて （3）答申について
令和3年度 第2回 大田区自転車等駐車対策協議会 （WEB 会議システムによるハイブリッド形式） 令和4年2月3日（木）	<b>【報告】</b> （1）計画策定スケジュール・前回の振り返り （2）パブリックコメント・区民説明会の実施について <b>【議事】</b> （1）自転車等総合計画について （2）前期アクションプランについて （3）答申について

## 13. 区長への答申内容

令和4年2月3日

大田区長  
松原 忠義 様

大田区自転車等駐車対策協議会  
会長 屋井 鉄雄

大田区自転車等総合計画について（答申）

「大田区自転車等総合計画」の策定について、当協議会において令和元年11月から計5回にわたり審議を重ねた結果、計画の方向性及び推進にあたり留意すべき事項についてとりまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

### 1 総括的事項

- (1) 目標像「安全・快適に自転車で楽しく出かけたくなるまち」の実現に向け、区役所内の関係部局、区民、企業、関係機関等との連携体制を一層強化し、各施策を着実に実行すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響、新たな技術開発の動向等、今後の社会情勢の変化を的確に捉え、迅速かつ適切に対応すること。なお、5年後に予定されている中間見直しまでの期間においても、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

### 2 個別事項

#### (1) 「とめる」施策について

限られた資源を有効活用し、区営自転車等駐車場の整備を計画的に行うとともに民営自転車等駐車場の整備促進、適正かつ公平な料金体系の設定、ICT化等によるサービス向上を図ること。また、放置自転車のさらなる減少に向け、継続的かつ効果的に指導・啓発を行うこと。

#### (2) 「はしる」施策について

「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」に基づく自転車走行環境の整備を着実に進めること。なお、整備後は効果検証を確実にを行い、国及び東京都との連携を深めながら、ネットワークの安全性及び連続性を高めること。シェアサイクルについては、運営事業者と連携し、さらなるサービス向上及び利用促進を図ること。

#### (3) 「まもる」施策について

区民の自転車の交通ルール・マナーを遵守する意識の向上、自転車交通事故の減少に向け、様々な年齢層に合わせた効果的な啓発手法を模索し、継続的に実施すること。特に社会人や子育て世代等、交通安全教育の機会が少ない年齢層に対する取り組みを強化すること。

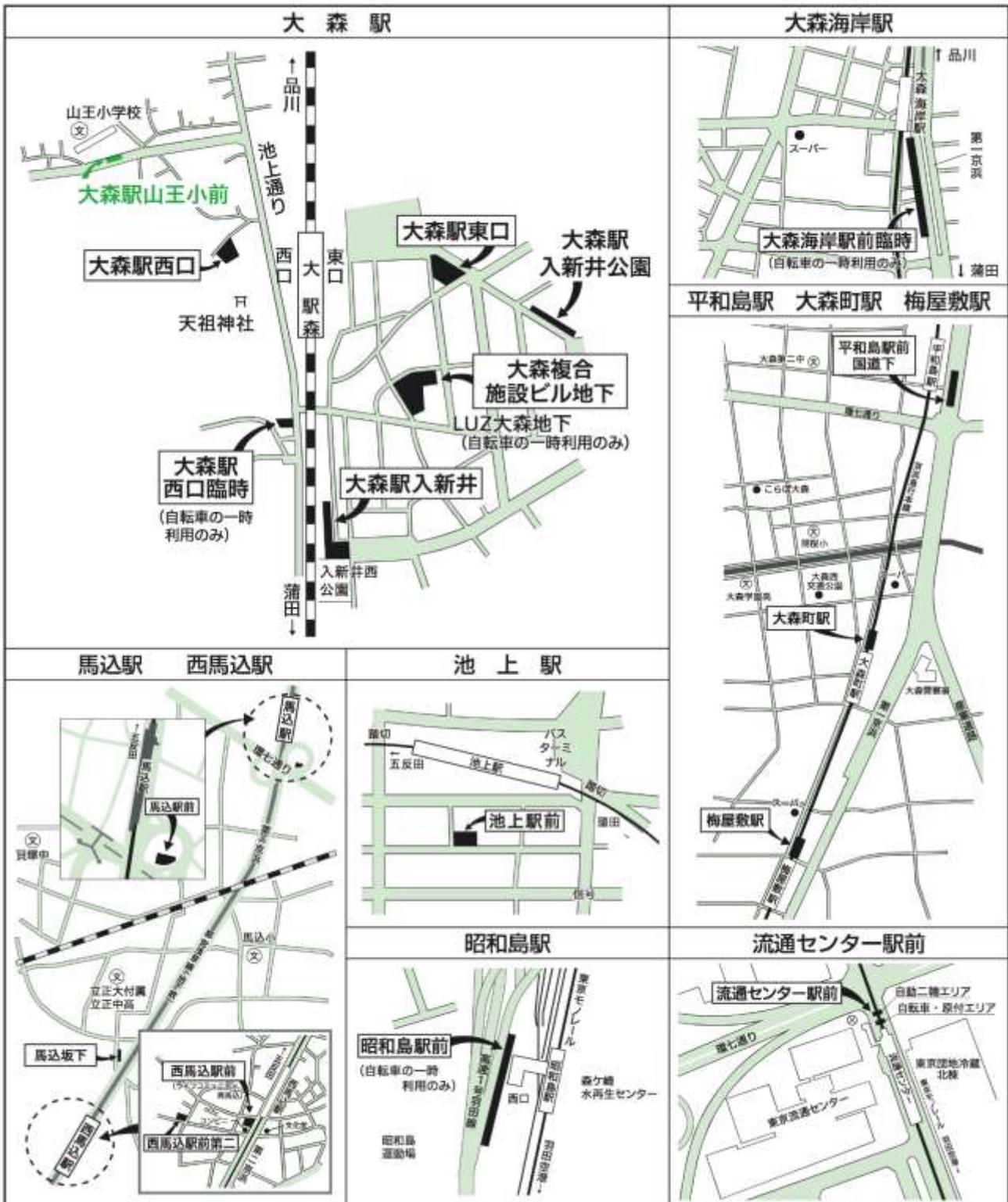
#### (4) 「たのしむ」施策について

平成29年5月1日に施行された「自転車活用推進法」の目的及び基本理念を踏まえ、大田区ならではの自転車活用を推進し、区民の心身の健康増進、地域の観光振興、環境負荷の低減等の課題解決につなげること。また、「大田区自転車活用推進委員会」において継続して検討を行い、各施策の実効性を高めていくこと。

以上

## 14. 区営自転車等駐車場一覧

### ①大森地区（令和4年3月時点）

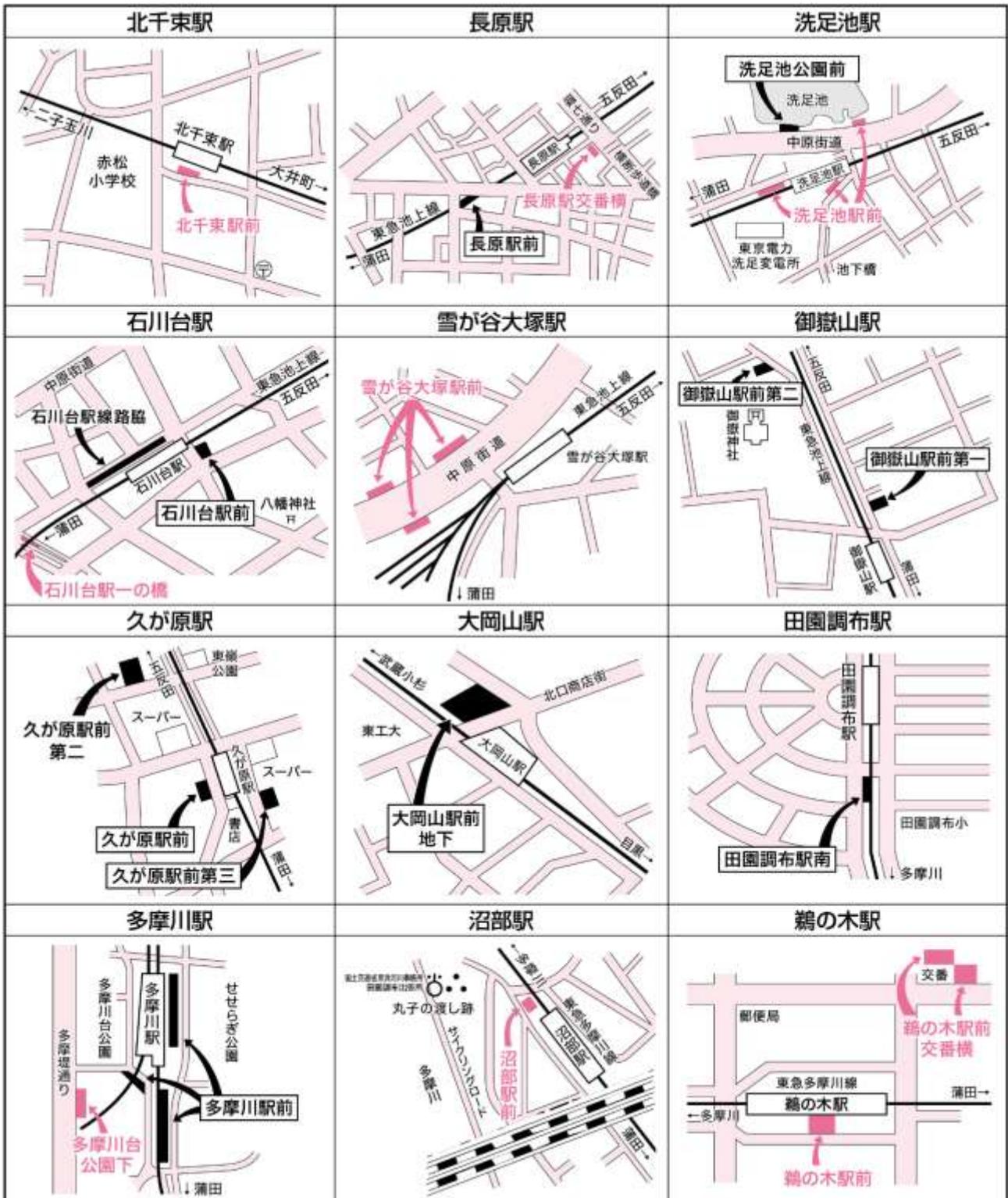


駐車場名	所在地	募集台数(台)		駐車場所指定	優先距離(m以上)	利用料金(円)		問合先	日曜日等無料開放	前年度倍率(倍)
		自転車	原付			自転車	原付			
1 大森駅山王小前	山王 1-26 先	41	5		800m	年額	3,000円 4,000円	都市基盤管理課 5744-1390	▲	(自) 2.55 (原) 1.00
2 大森駅東口	大森北 1-1・12 先	860		○	800m	月額	※1,000円 ※1,400円 ※1,800円 ※2,000円	3765-9487		1.38
3 大森駅西口	山王 2-8	310		○	800m	月額	1,200円	3778-7098		1.50
4 西馬込駅前	西馬込 2-20	217		○	600m	月額	※1,500円 ※1,800円	西馬込駅前へ 5709-3227		2.56
5 西馬込駅前第二	西馬込 2-18	150				月額	1,400円			

駐車場名	所在地	募集台数(台)		月額利用料金(円)		問合先(管理室)
		自転車	原付 50cc 以下	自転車	原付 50cc 以下	
大森駅入新井公園	大森北 1-20	130		1,400		大森駅東口管理室へ 3765-9487
大森駅入新井	大森北 4-27 大森北 1-39 (公園側)	1,103	13	1,200 (2階) 1,400 (公園脇) 1,700 (1階)	3,000	3765-8191
平和島駅前国道下	大森北 6-29 先	780	10	1,500 (上段) 1,900 (下段)	3,000	3765-8229
大森町駅	大森西 3-21 先	209		1,800 (2階) 2,000 (1階)		3764-0303
梅屋敷駅	大森西 6-15 先	311		1,800 (2階) 2,000 (1階)		3298-0236
馬込駅前	東馬込 1-32 先	438	20	800 (屋上) 1,600 (2階) 2,000 (1階)	3,000	3771-0620
池上駅前	池上 6-8	519	7	600 (屋上) 1,300 (2階) 1,600 (1階)	3,000	3751-2343

駐車場名	所在地	利用料金		備考
		自転車	原付・自動二輪	
大森駅東口	大森北 1-1・12 先	1日 100円		午前0時を超えた場合、自転車は100円、原付は200円加算されます。
大森駅入新井	大森北 1-39・4-27		原付50cc以下: 200円	
大森駅西口	山王 2-8			
平和島駅前国道下	大森北 6-29 先		原付50cc以下: 200円	
馬込駅前	東馬込 1-30 先		原付50cc以下: 200円	
西馬込駅前 ※0:30~5:30は閉鎖	西馬込 2-20			
池上駅前	池上 6-8		原付50cc以下: 200円	
大森町駅	大森西 3-21 先	1日 最大 200円		利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合はその時点から10時間までは100円。以降、12時間ごとに100円。
梅屋敷駅	大森西 6-15 先			利用開始から3時間は無料。3時間を超える場合はその時点から9時間までは100円。以降、12時間ごとに100円。
大森複合施設ビル地下 ※1:30~4:30は閉鎖	大森北 1-10・14			利用開始から12時間まで100円。以降、12時間ごとに100円。
大森駅西口臨時	山王 2-3			
大森海岸駅臨時	大森北 2-18 先			
西馬込駅前第二	西馬込 2-18	24時間 100円		利用開始から24時間まで 自転車は100円、原付は200円、自動二輪は300円。 以降、24時間ごとに 自転車は100円、原付は200円、自動二輪は300円。
昭和島駅前	昭和島 2-2			
馬込坂下	西馬込 1-19			
流通センター駅前	平和島 6-2 先		原付50cc以下: 24時間200円 自動二輪: 24時間300円	

②調布地区（令和4年3月時点）

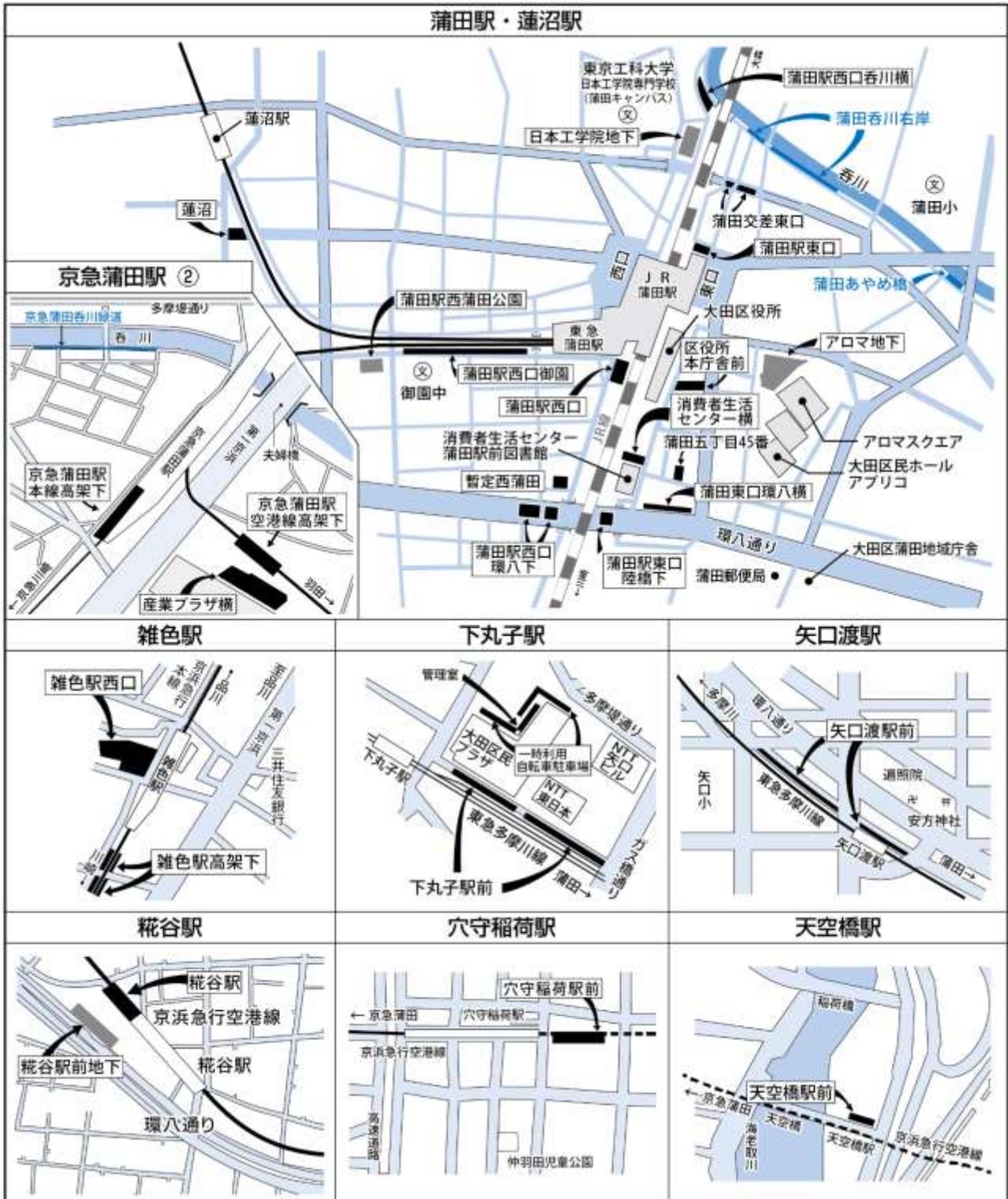


駐車場名	所在地	募集台数(台)		駐車場所指定	優先距離(m以上)	利用料金(円)		問合せ先	日曜日等無料開放	前年度倍率(倍)
		自転車	原付			自転車	原付			
1 北千束駅前	北千束2-15先	55			600	年額 3,000		都市基盤管理課 5744-1390	▲	1.12
2 長原駅交番横	上池台1-7先	70							△	1.80
3 洗足池駅前	東雪谷1-1・27先 南千束2-1先	200		○					▲	2.25
4 石川台駅一の橋	東雪谷2-11先	55							▲	1.63
5 雪が谷大塚駅前	南雪谷2-17先 雪谷大塚町8・9先	150		○					△	1.67
6 多摩川台公園下	田園調布1-56	80							▲	1.42
7 沼部駅前	田園調布本町28	50							▲	2.33
8 霧の木駅前	霧の木2-4	45							▲	3.04
9 霧の木駅前交番横	霧の木1-16	78							▲	1.45
10 大岡山駅前地下	北千束3-27先	323	10		600	月額 2,000	月額 3,000	3717-5081		(自) 0.95 (原) 0.60
11 石川台駅前	東雪谷2-24先	175		○				石川台駅前へ 3726-6388		0.82
12 石川台駅線路脇	東雪谷2-4・6先	165	10			月額 1,700	月額 3,000			(自) 0.79 (原) 0.70
13 田園調布駅南	田園調布2-62	214	20					3721-0062		(自) 1.00 (原) 0.95

駐車場名	所在地	収容台数(台) (定期利用)		定期利用料金月額(円)		問合せ先(管理室)	備考
		自転車	原付50cc以下	自転車	原付50cc以下		
長原駅前	上池台1-18	226	6	1,300	3,000	3726-7909	
久が原駅前第二	東嶺町34	160		1,700		久が原駅前へ 3756-3020	管理室なし 久が原駅前受付
多摩川駅前	田園調布 1-53,55,56先	451	17	※1,000 ※1,700 ※2,000	3,000	3721-0035	

駐車場名	所在地	収容台数(台) (定期利用)		一時利用料金(円)		問合せ先(管理室)
		自転車	原付50cc以下	自転車	原付50cc以下	
1 長原駅前	上池台1-18	80	4	1日 100	1日 200	3726-7909
2 洗足池公園前	南千束2-33先	96		12時間 100		3726-6388
3 石川台駅前	東雪谷2-24	75		1日 100		
4 御嶽山駅前第一	北嶺町11	62		12時間 100		3756-3020
5 御嶽山駅前第二	北嶺町37	66		12時間 100		
6 久が原駅前	南久が原2-7	122		12時間 100		
7 久が原駅前第三	南久が原2-1-18	95		※12時間 100		
8 大岡山駅前地下	北千束3-27先	198		1日 100		3717-5081
9 田園調布駅南	田園調布2-62	63	6	1日 100	1日 200	3721-0062
10 多摩川駅前	田園調布1-56先	214		1日 100		3721-0035

③蒲田・糀谷・羽田地区（令和4年3月時点）



駐車場名	所在地	募集台数		駐車 場所 指定	優先 距離 (m以上)	利用料金		日曜 日等 無料 開放	問 合 先	前年度 倍率 (倍)		
		自 (台)	原 (台)			自 (円)	原 (円)			自	原	
1 蒲田呑川右岸	蒲田5-3・4・5・8先	450		○	1,000	年額	3,000	△	都市基盤管理課 5744-1390	2.09		
2 蒲田あやめ橋	蒲田5-27先	90		○	800					1.11		
3 京急蒲田呑川緑道	蒲田4-2・3・9先	100		○	800					1.09		
4 蒲田駅東口	蒲田5-12先	130		○	1,000	月額	1,000	2,000	△	蒲田駅東口へ 3735-4810	2.89	
5 蒲田文差東口	蒲田5-3先	450					1,200	1.61				
6 蒲田駅西口	西蒲田8-1先	360					1,000	2,000			4.06	
7 蒲田駅西口御園	西蒲田7-70先	155					1,200	5.53				
8 蒲沼 (原付・自動二輪車のみ) 自転車は表2参照	西蒲田7-38先		20		600	月額		3,000		蒲田駅西蒲田 公園へ 3737-3432		0.10

駐車場名	所在地	収容台数 (定期利用)		利用料金 (月額)		日曜 日等 無料 開放	備 考	申込み 問合先 (管理室)
		自転車 (台)	原付 (台)	自転車 (円)	原付 (円)			
アロマ地下	蒲田5-37	872	50	1,200	1,700	3,000	午前1:00~5:30閉鎖	5744-1594
蒲田駅東口環八橋	蒲田5-47先	610		600	1,800		機械ゲート式	3735-4950
蒲田駅消費者生活センター橋	蒲田5-13	221		700	1,200		管理室なし 蒲田駅東口環八橋で受付	
蒲田五丁目45番	蒲田5-45	200		1,600			管理室なし 機械ゲート式 蒲田駅東口環八橋で受付	
蒲田駅東口陸橋下	蒲田5-13先	323	15	700	1,200	3,000		3735-0397
蒲田駅西蒲田公園	西蒲田8-6	1,200	29	500			午前1:00~5:30閉鎖	3737-3432
日本工学院地下	西蒲田5-24	1,154		600	1,000	1,200		3733-5385
産業プラザ橋	南蒲田1-20	450		1,200			管理室なし 京急蒲田駅空港線高架下で受付	6424-5851
雑色駅西口	仲六郷2-29	132	3	1,600		3,000	管理室なし 雑色駅高架下で受付	6424-7119
雑色駅高架下	仲六郷2-40先 A 棟	965		1,800	2,000			
	仲六郷3-7先 B 棟			1,500	1,700			
下丸子駅前	下丸子3-1先	173	10	1,700		3,000		3756-1888
矢口渡駅前	多摩川11-19・20先	644		900	1,500			3759-4290
京急蒲田駅本線高架下	蒲田4-48先	397		2,000			管理室なし 京急蒲田駅空港線高架下で受付	6424-5851
京急蒲田駅空港線高架下	南蒲田1-20先	826						
梶谷駅	西梶谷4-12先	473			2,000			
梶谷駅前地下	西梶谷4-29-16	600		1,800			午前1:00~5:30閉鎖 管理室なし 梶谷駅で受付	5735-6811
穴守稲荷駅前	羽田4-11	254		1,200	2,000			3742-8162
天空橋駅前	羽田空港1-1	200	10			3,000	自動二輪車も可(収容台数:15台 利用料金:月額4,000円)	3747-0285
蒲沼(自転車のみ) 原付・自二は表1参照	西蒲田7-38先	100	表1参照	1,400		表1参照	管理室なし 蒲田駅西蒲田公園で受付	3737-3432

駐車場名	料金 (円)		駐車場名	料金 (円)		備 考
	自転車	原付		自転車	原付	
アロマ地下	100	200	蒲田駅東口 ※	200	4時間以内の場合は150円を返還 日曜、休日、1月2、3日は、3階のみ自由使用	
蒲田駅東口陸橋下			蒲田駅西口 ※			
日本工学院地下			蒲田駅消費者生活センター橋	100	日曜、休日、1月2、3日は、すべて自由使用	
蒲田駅西口環八下 (新蒲田1-1) (3735-5789)	24時間 100	200	蒲田駅西口御園 ※	12時間 100	利用開始から3時間は無料、3時間を超える場合は、その時点から9時間は100円、以降12時間につき100円	
暫定西蒲田 (西蒲田8-23)			蒲田駅東口環八橋	24時間 100	2時間を超える場合は、その時点から22時間は100円、以降24時間につき100円	
区役所本庁舎前(所在地=蒲田5-40)問合せは表2の蒲田駅東口陸橋下へ			産業プラザ橋	12時間 100	2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円、以降12時間につき100円 一時利用のみ、管理室なし	
蒲田駅西蒲田公園	100	200	蒲田駅西口呑川橋(所在地=西蒲田5-13先)問合せは表2の日本工学院地下へ	24時間 100	2時間を超える場合は、その時点から22時間は100円、以降24時間につき100円 自動二輪車5台(1日300円・車幅80cm以内)もあります。	
下丸子駅前	100	200	蒲沼	24時間 100	利用開始から2時間は無料(自転車のみ)	
矢口渡駅前			京急蒲田駅本線高架下	12時間 100		
穴守稲荷駅前			京急蒲田駅空港線高架下			
天空橋駅前			梶谷駅			
			梶谷駅前地下		2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円、以降12時間につき100円	
			雑色駅高架下			
			雑色駅西口 (仲六郷2-29)	200	自動二輪車3台(1日300円・車幅80cm以内)もあります。	

# 15. 自転車等放置禁止区域図

(令和3年3月時点)

## (1) 大森駅周辺



## (2) 蒲田駅周辺



## (3) 馬込駅周辺



#### (4) 西馬込駅周辺



凡例					
	自転車放置禁止区域 (条例第9条による)		官公署		公立学校
	自転車放置禁止区域 (条例第10条による)		公立保育園		私立学校
	自転車等駐車場(区営)		警察署 交番 駐在所		私立保育園
	自転車等駐車場(その他)		消防署 同出張所		私立幼稚園
	区役所		神社		私立幼稚園
	特別出張所		寺院		病院
	その他公営施設				

#### (5) 田園調布駅周辺



凡例					
	自転車放置禁止区域 (条例第9条による)		官公署		公立学校
	自転車放置禁止区域 (条例第10条による)		公立保育園		私立学校
	自転車等駐車場(区営)		警察署 交番 駐在所		私立保育園
	自転車等駐車場(その他)		消防署 同出張所		私立幼稚園
	区役所		神社		私立幼稚園
	特別出張所		寺院		病院
	その他公営施設				



(8) 鵜の木駅周辺



(9) 下丸子駅周辺



(10) 武蔵新田駅周辺



(11) 矢口渡駅周辺



(12) 蓮沼駅周辺



凡例					
	自転車放置禁止区域 (条例第9条による)		官公署		公立学校
	自転車放置禁止区域 (条例第10条による)		郵便局		公立保育園
	自転車等駐車場 (区営)		警察署 交番 駐在所		私立学校
	自転車等駐車場 (その他)		消防署 同出張所		私立保育園
	区役所		神社		私立幼稚園
	特別出張所		寺院		病院
	その他公営施設				

(13) 池上駅周辺



凡例					
	自転車放置禁止区域 (条例第9条による)		官公署		公立学校
	自転車放置禁止区域 (条例第10条による)		郵便局		公立保育園
	自転車等駐車場 (区営)		警察署 交番 駐在所		私立学校
	自転車等駐車場 (その他)		消防署 同出張所		私立保育園
	区役所		神社		私立幼稚園
	特別出張所		寺院		病院
	その他公営施設				

(14) 千鳥町駅周辺



(15) 池上駅周辺



(16) 御嶽山駅周辺



(17) 雪が谷大塚駅周辺





(20) 長原駅周辺



(21) 北千束駅周辺



(22) 大岡山駅周辺



(23) 大森海岸駅周辺



(24) 平和島駅周辺



(25) 大森町駅周辺



(26) 梅屋敷駅周辺



(27) 京急蒲田駅周辺



(28) 雑色駅周辺



(29) 六郷土手駅周辺



(30) 糀谷駅周辺



(31) 大鳥居駅周辺



(32) 穴守稲荷駅周辺



(33) 天空橋駅周辺



(34) 流通センター駅周辺



(35) 昭和島駅周辺



## 16. 用語解説

用語（五十音順）	説明
駅勢力圏	駅の勢力圏の意味。一般に自転車利用者は、利用可能な駅が複数ある場合、目的地に早く到着できる駅を選ぶ傾向がある。これにより、隣り合う駅間には競合が生じ、1つの駅は1つの勢力圏をもつ。その駅を自転車で利用する人の居住比率が他の駅を自転車で利用する人の居住比率より高いエリアということもできる。
交通管理者	道路上の交通を管理する者。公安委員会及び警察をいう。
サイクリング	自転車に乗ること。自転車スポーツだけでなく、健康増進、交流等を目的とした身近な場所での自転車利用や遠乗りも含め、広い意味で用いられる。
サイクルツーリズム	観光やレジャーを主な目的とした行程の中で自転車に乗ること。
サイクルポート	シェアサイクル専用の自転車を貸出・返却できる駐輪スペース。
散走	自転車で散歩するように、その場所の歴史、文化、自然、食などに触れながら、新しい出会いや発見を楽しむもの。似た言葉に、目的地を特に定めずに気分や体調に合わせて自転車を楽しむ「ポタリング」がある。
3密	集団感染の発生リスクが高くなる「歓喜の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件。
シェアサイクル	共用の自転車をレンタサイクルのように借りた場所に返すだけでなく、他の複数の場所で任意に返却することができる仕組み。「自転車シェアリング」とも呼ばれる。大田区では、株式会社ドコモ・バイクシェアと協定を結び、「大田区コミュニティサイクル事業」として実施している。
指定管理者制度	公共的団体に限らず民間事業者や NPO 法人なども、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度であり、施設の運営に民間の保有する多様な人材やノウハウを活用することで、区民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的としている。
自転車安全利用五則	平成 19 年 7 月 10 日に国の交通対策本部で決定された、自転車利用者が守るべき 5 つの基本的なルール（①自転車は車道が原則、歩道は例外、②車道は左側を通行、③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、④安全ルールを守る、⑤子どもはヘルメットを着用）。
自転車専用通行帯	道路交通法に基づき、自転車の通行区分として指定された車両通行帯。「自転車レーン」とも呼ぶ。車両通行帯の幅員は、同法施行令において 3m 以上（やむを得ないときは 1m 以上）とされている。なお、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成 28 年 7 月国土交通省道路局・警察庁交通局）では、幅員を 1.5m 以上確保するものとしている。
自転車走行環境	自転車道、自転車専用通行帯、自転車ナビマーク・ナビライン（矢羽根型路面標示）等の手法によって整備される自転車が走行する環境全般のこと。

自転車通行区間	車道の一部を活用した自転車レーンの設置や歩道内での構造分離・視覚的分離等の手法によって整備される自転車の通行部分。
自転車等	自転車又は総排気量 50cc 以下の原動機付自転車をいう。
自転車等駐車場	一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設。単に駐車場と呼ぶ場合もある。なお、本計画では、意識調査等において「駐輪場」の表現も用いている。
自転車等放置禁止区域	公共の場所に自転車等が放置されることにより、通行者の通行に著しい障害があり、又は災害時における緊急活動及び避難行動に支障があると認められる地域。
自転車ナビマーク・ナビライン	車道の左端部において、交通規制を行わないで、自転車の走行すべき位置及び進行すべき方向を示すもの。自転車道又は自転車専用通行帯を確保するのに十分な幅員がとれない車道部を中心に整備している。自転車ナビマークは白色の自転車の図柄と矢印の路面標示で、自転車ナビラインは水色の矢羽根型の路面標示である。
自転車ネットワーク	自転車走行環境を連続的に整備し、ネットワーク化したもの。
自転車保険	自転車利用中に、他者に怪我をさせた場合等の損害を賠償できる保険（自転車損害賠償保険）をいう。東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正に伴い、令和 2 年 4 月 1 日から、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入が義務化された。
スケアード・ストレイト	「恐怖を直視させる」という意味で、スタントマンが受講者の目の前で交通事故を再現すること等により、交通事故の衝撃や怖さを実感させ、交通ルールの必要性について考える機会を与える教育方法である。区では、自転車による交通事故減少を目的として、中学生・高校生を対象に自転車に乗る際に遵守すべきルール・マナーについて効果的な指導を行うため、スケアード・ストレイト方式を用いた交通安全教育を実施している。
駐車	車両等が継続的に停止すること（貨物の積卸しのための 5 分以内の停止、人の乗降のための停止を除く）、又は車両等が停止し、運転者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあること。なお、自転車等を駐車することは、慣例として「駐輪」と表現されることも多いため、本計画では、意識調査等において「駐輪」の表現も用いている。
電動キックボード	キックボード（車輪付きの板）に取り付けられた原動機（モーター）により走行する車両で、定格出力 0.60 キロワット以下の車両は道路交通法及び道路運送車両法上の原動機付自転車に該当する。産業競争力強化法に基づき、事業者から特例措置の要望書が提出されたことを受け、令和 3 年 4 月から令和 4 年 7 月までの期間（予定）、電動キックボードの通行に関する安全性等について検証するための実証実験が実施されている。東京都内の実施区域は、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、立川市の全域（令和 4 年 1 月時点）。特例電動キックボードは「小型特殊自動車」の扱いとなり、ヘルメットの着用が任意で、自転車道や自転車専用通行帯の通行、「一方通行（自転車を除く。）」及び「指定方向外進行禁止（自転車を除く。）」の道路の通行等が可能になる。

道路管理者	道路法に基づき道路を管理する者。道路の種類により、国土交通大臣、都道府県知事、市区町村長のいずれかとなる。
特殊車両	電動アシスト付き自転車やチャイルドシートを装着した自転車等の大型自転車、駐輪スタンドのないスポーツ自転車などのことをいう。
都市計画道路	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて建設計画が決定された道路。
附置義務制度	一定規模以上の施設を新設又は増築する場合に利用者のための自転車駐車場設置を求める制度。大田区では、店舗面積等が 200 m <sup>2</sup> を超えている映画館、スーパーマーケット等の小売店舗、飲食店、病院、診療所等の用途の施設を対象としている。
放置	自転車等駐車場以外の場所で、自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態のこと。
MaaS	「Mobility as a Service」の略。地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応し、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索、予約、決済等を一括で行うサービス。
QOL	「Quality Of Life」の略。人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことで、どれだけ人間らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度として捉える概念。

---

大田区自転車等総合計画  
令和4年度～13年度

発行年月 令和4年3月

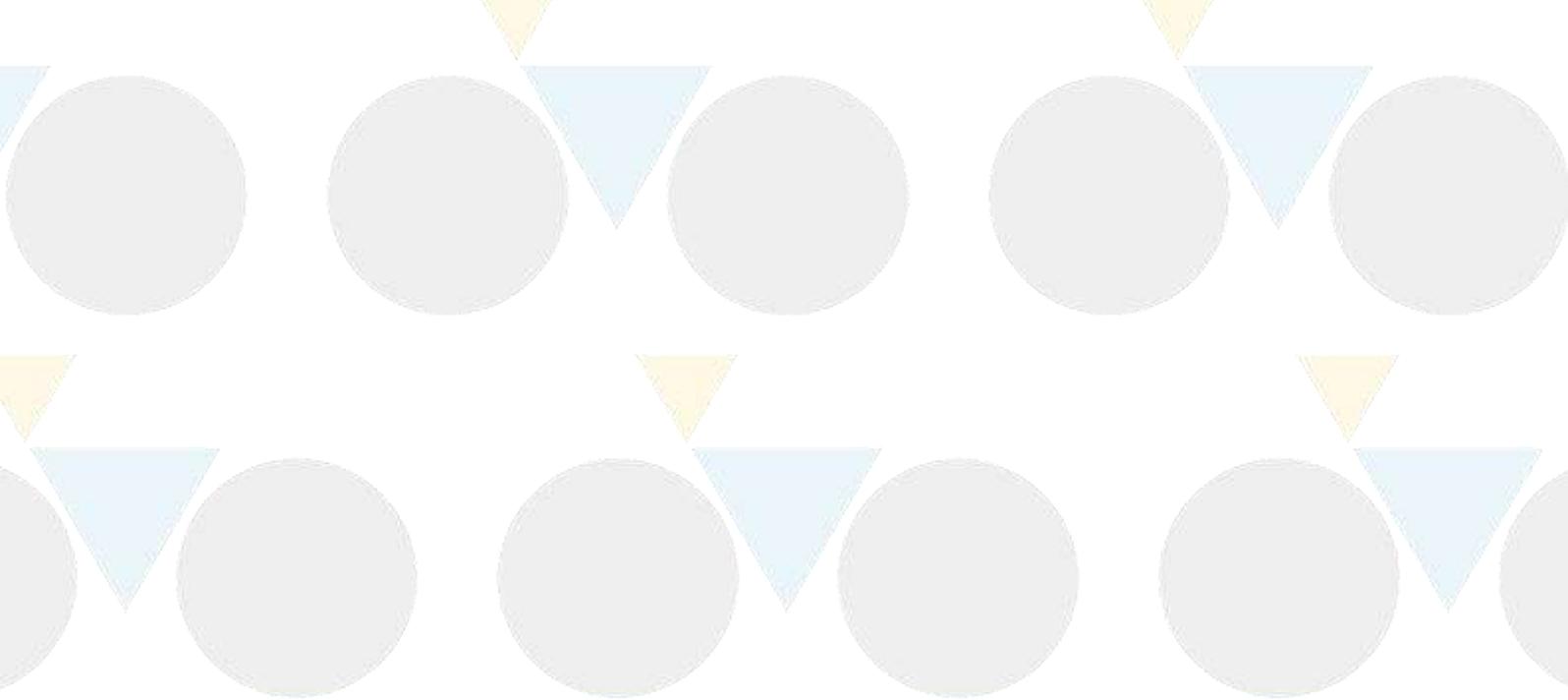
発行 大田区 都市基盤整備部 都市基盤管理課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

TEL 03-5744-1315 FAX 03-5744-1527

---





©大田区

